

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年5月5日

報告者\* 奥野詠子

整理番号	事業概要	事務所賃料										
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費										
内容	事務所・駐車場 貸料 5月分	(4/17)										
	事務所費	51,500	円/月の内／									
	議員事務所	25,750	円/月／									
	詠桜会（後援会）	25,750	円/月／									
	駐車場	7,000	円/月の内／									
	議員事務所	3,500	円/月／									
	詠桜会（後援会）	3,500	円/月／									
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)*	備考									
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月／ 5月分／									
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月／ 5月分／									
	《合計》*	29,250										
	《領収書貼付枠》	(原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)										

收受 令和元年5月20日  
 決裁 令和元年5月22日  
 処理 令和元年5月23日



 北陸銀行 キャッシュカードサービス  
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

裏面もあわせてご覧ください。

$$51.500 \text{ M} + 2.500 \text{ M} = 54.000 \text{ M}$$

↑  
南宮商鑒之要



 北陸銀行 キャッシュカードサービス  
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	1388268	31-04-17	
銀行番号	預金店番号	科 目	口座番号
0144			取扱店番号 101
お預り	支拂額	貯 保 未 収	
円 円	250円 二千円 千円	500円 100円 50円 10円 5円 1円	
時刻	ご利用手数料 (消費税を含む)	お取引金額	
15:25	¥432円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
円	半 半 半 半 半 半 半 半 半 半 半 半 半 半	円	
手数料のうち振込手数料 ¥432 000110			
[REDACTED]			
[REDACTED]			
[REDACTED]			
[REDACTED] 様			
オクトエイコ 様			
電話番号 076-492-2828			

裏面もあわせてご覧ください。

# 賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] と借主 [REDACTED]、この契約書により当初に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結する。

## 頭書1 目的物件の表示

建物	名 称	吉田ビル1階B室		
	所 在 地	富山市大町282番地9		
	構 造	鉄筋造陸屋根3階建の1階部分		新築年月 昭和49年8月
	種 類	事務所		床 面 積 30.8m <sup>2</sup>

## 頭書2 契約期間

平成25年11月1日から平成27年10月31日まで(2年間)

## 頭書3 賃料等

賃料等支払条件	月額	賃 料	51,500円	支 払 方 法	■振込 振込手数料は借主負担とする
	駐 車 料			支 払 期 限	翌月分を当月末日まで支払う
	町 内 会 費			延滞損害金	年14.6%
	南富山商盛会費用	2,500円	金融機関	[REDACTED]	
	月 額 合 計	54,000円	店 名	[REDACTED]	
	契 約 一 時 金	敷 金	100,000円	預 金 種 別	[REDACTED]
		礼 金	なし	口 座 番 号	[REDACTED]
				口 座 名 義	[REDACTED]
					[REDACTED]

## 契 約 条 項

### (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書1に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、事務所を目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結する。

### (契約期間)

第2条 契約期間は、頭書2に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を自動更新又は更新契約することができる。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書3の記載のとおり、賃料を甲に払わなければならない。

- 1 2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
  - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
  - 三 近傍類似の建物の賃料に変動が生じ、賃料が不相当となった場合。
- 3 入居月の賃料に関して、1カ月に満たない期間の賃料は、1カ月を30日として日割り計算した額とし、退去時は月割りとする。

### (共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費・水道使用料・清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載のとおり甲に支払うものとする。

- 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
- 3 入居月の賃料に関して、1カ月に満たない期間の共益費は、1カ月を30日として日割り計算した額とし、退去時は月割りとする。

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

### (敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書3に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額

該を過誤するものとする。

前項本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で、乙に返還しないものとしない。

前項本物件の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

#### (禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

四 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、楽器等の演奏を行うこと。

五 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

4 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 犬、猫その他小動物等ペットの飼育。

二 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

三 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

#### (乙の管理義務)

第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

#### (契約期間中の修繕)

第9条 甲は、本項第一号から第四号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となつた修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

一 料の表替え、料の取替え。

二 障子紙・ふすま紙の張り替え。

三 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。

四 その他費用が軽微な修繕。

- 2 前項の一号から四号の規定にかかわらず、乙は甲に事前に連絡し、同意を得ることにより自己の負担において修繕を行うことができる。
- 3 前一項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の消滅)

第 10 条 天災地変・火災・その他甲の責に帰すべきでない理由により賃貸借物件を通常の用に供することができなくなったときは本契約は当然に消滅する。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 1 乙が賃料又は共益費の支払いを 2 ヶ月以上怠ったとき。
- 2 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 3 乙及び同居者が危険・不潔・その他近隣の迷惑となる行為をしたり、又は、乙の行為が共同生活の秩序を乱し甲より 2 回以上注意を受けたとき。
- 2 乙が反社会的と認められる団体(暴力団や過激な政治活動集団等)の構成員として建物およびその周辺において警察当局の介入を生じさせる行為を行なったときは、甲は催告等の法定の手続きによらず本契約を解除できる。
- 3 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 1 本物件を第 1 条の使用目的以外に使用したとき。
- 2 第 7 条のいずれかの規定に違反したとき。
- 3 入居時に、乙または連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき。
- 4 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

(乙からの解約)

第 12 条 乙は、甲に対して少なくとも 30 日以前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 乙が正当なる事由のため賃貸借期限前に本契約を解除しようとするときは 1 カ月以前にその旨相手方に対して予告する。乙の予告が 1 カ月以前でない場合には乙は、1 カ月の賃料相当額を支払うものとする。

(期間内解約)

第 13 条 乙が本契約締結後 6 カ月以内に契約を解除するときは 1 カ月分の賃料を甲に支払わねばならない。

(積雪防護対策)

第 14 条 積雪時に於ける庭木等の防護施設は、甲の責任とし、雪下しは甲(所有者の管理義務)乙(占用者の管理義務)双方の折半負担により、実施するものとする。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第 15 条 乙は、明渡し日を 10 日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明渡さなければならぬ。

- 2 乙は、第 11 条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明渡さなければならぬ。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部)を甲に返還しなければならぬ。
- 4 乙は、明渡しについては、必ず残存物をすべて処理し、室内の清掃をすませ、公共料金の精算をすませた上で鍵を引渡すものとする。乙の都合で、遵守できないときは、甲は乙に催告の上、乙の費用で残存物の処理等を行うことができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならぬ。
- 6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行なう原状回復の内容及び方法について協議するものとする。
- 7 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならぬ。

(立入り)

- ) 第 16 条 甲は、本物件の防火、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
  - 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
  - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第 17 条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。

## 二 頭書 5 に記載した管理業者の変更。

### (乙の通知義務)

- 第 18 条 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 15 日以上の不在になる場合。
  - 二 頭書 4 に記載する同居人に新たな同居人(出生を除く。)を追加すること。
  - 三 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
  - 四 連帯保証人の死亡又は解散等、不適格者に該当した時。

### (延滞損害金)

- 第 19 条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365 日あたり)14.6% の割合による延滞損害金を支払うものとする。

### (連帯保証人)

- 第 20 条 連帯保証人は、乙と連帯して本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。
- 2 連帯保証人は、乙と連帯して自動更新、更新契約にかかるわらず、本契約が存続する限り、本契約から生ずる乙の一切の債務を負担しなければならない。
  - 3 乙が、本物件の明渡しの際、本物件内の残存物について乙が引き取らない場合には、連帯保証人が乙に代わって引取るものとし、引取りに要した費用は連帯保証人の負担とする。
  - 4 連帯保証人が死亡したとき、又は破産の宣告を受ける等によって著しく社会的信用を失墜したときは、借主は直ちに貸主に通知するとともに、貸主の承諾する連帯保証人に変更しなければならない。

### (免責)

- 第 21 条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

### (その他)

- 第 22 条 本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。
- 2 宅地建物取引業者への報酬は、平成 16 年国土交通省告示第百号により本契約と同時に乙より賃料及び駐車場使用料の合計額の 1 カ月分と消費税及び地方消費税の合計額を支払うものとする。

### (合意管轄裁判所)

- 第 23 条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

### (特約事項)

- 第 24 条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。

## 駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] と 賃借人 [REDACTED]との間に、次の通り自動車駐車場賃貸借契約を締結する。

### 第1条

賃貸人はその所有する次に表示の自動車駐車場を賃借人の所有する自動車を駐車の目的を以ってこれを賃借する。

(1) 自動車駐車場の所在地 ; 富山市大町二区216-1番地内

(2) 駐車する場所 : NO  番

(3) 駐車場利用自動車ナンバー ; [REDACTED] (白ジブ) [REDACTED] (白アボックス)

利用自動車を代える場合は速やかに賃借人は賃貸人に報告しなければならない。

第2条 賃料は1台当り月額 7,000円として、毎月末日までに翌月分を賃貸人に支払うものとする。

第3条 賃借契約期間は平成24年 / 月 / 日より1ヶ年とする。

但し、契約期間が満了した時には契約更新について賃貸人と賃借人が協議する。また、このときに経済的諸般の状況等によっては、賃料を変更することができるものとする。

第4条 賃借人が次の各号のいづれかに抵触したときは、賃貸人は直ちにこの契約を解約することができるものとする。

この場合には賃借人は異議なく、速やかに自動車駐車場を明け渡さなければならない。

(1) 賃料の支払いを2ヶ月怠った時

(2) 駐車場以外の目的に使用したとき

(3) 第三者に転貸した時

(4) その他契約の主旨に違反した時

第5条 賃借人が所有する自動車が駐車場を使用中に、天災・盗難・火災等により自動車に損害が生じることがあっても、賃貸人は、その責を負わないものとする。

第6条 賃借人及びその家族、使用人、訪問者、同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場の施設或いは他の自動車に損害を与えた時は、賃借人は速やかにその損害の処理等に対処するものとする。

第7条 この契約を解除するときは1ヶ月前に相手方に予告するものとする。

但し、賃借人は予告に代えて1ヶ月分の賃借料を賃貸人に支払って即時に解約することができるものとする。

第8条 貸料は賃貸人の指定する下記の金融機関に振込むか、賃貸人の自宅まで持参するものとする。

振込金融機関 [REDACTED]

口座名義 [REDACTED]

口座番号 [REDACTED]

第9条 この他定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。

上記の通り、契約したことを証するため署名・押印のうえ、双方各一通を保有するものとする。

平成25年12月28日

住 所 [REDACTED]

賃貸人

氏 名

住 所 富山市今泉町1-202

賃借人

氏 名 須野 詠子

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\*

令和元年5月8日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	674	事業概要*	新聞購読
用途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費	
内容	北日本新聞 5月分 富山新聞 5月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	北日本新聞	3,072	5月分 3,072 円
	富山新聞	3,072	5月分 3,072 円
	《合 計》*	6,144	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理するこ			

收受 令和元年8月7日  
 決裁 令和元年8月26日  
 処理 令和元年8月26日

2019年5月分 領 収 証 発証No 00000905-201905-1

## 奥野 詠子 様

会員	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額  
¥3,072  
(消費税込み)

ご購読ありがとうございます。  
クレジットカード決済可能です。

076-425-4061



前席ご騰越お尋ねうござります

上記金額正に領収致しました

2019年5月28日领取

2017-8

領收証 19 年 05 月 分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様 ✓

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

**綠越額**

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘 柄	部数	金 額
富山新聞	1	3,072

36

富山新聞販売（株）

宮川センター

富山市黒崎588  
TEL 076-493-1160  
FAX 076-493-1140

集金担当

各種口座からの引落としや、コンビニ払い、クレジットカード決済も承ります。

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年5月8日

報告者\* 奥野詠子

整理番号*	675	事業概要*	新聞購読	
用途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	北日本新聞 6月分 富山新聞 6月分			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	北日本新聞	3,072	6月分	3,072 円
	富山新聞	3,072	6月分	3,072 円
	《合計》*	6,144		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理するこ				

收受 令和元年8月26日  
 決裁 令和元年8月26日  
 処理 令和元年8月26日

2019年6月分 領 収 証 発証No.00000905-201906-1  
**奥野 詠子 様**

銘柄	部数	金額	合計金額
北日本新聞朝刊	1	3,072	¥3,072 (消費税込み)

ご購読ありがとうございます。  
(有)掛尾新聞販売店  
クレジットカード決済可能です。

毎度ご購読有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

2019年6月27日領取

北日本新聞



## 領收証

19年 06月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588  
TEL 076-493-1160  
FAX 076-493-1140



各種口座からの引落としや、コンビニ払い、  
クレジットカード決済も承ります。

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年8月7日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	676	事業概要	事務所賃料			
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料 6月分	(5/22)				
	事務所費	51,500 円/月の内				
	議員事務所	25,750 円/月				
	詠桜会（後援会）	25,750 円/月				
	駐車場	7,000 円/月の内				
	議員事務所	3,500 円/月				
	詠桜会（後援会）	3,500 円/月				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 6月分			
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 6月分			
	(合計)*	29,250				

## 北陸銀行 キャッシュカードサービスご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	1383180	01-05-22	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			101
金 管 政	金 管 政	金 管 政	金 管 政
万 円	五 千 円	二 千 四 百	一 百 四
五 〇	四 九	三 〇	一 〇
五 〇	四 九	三 〇	一 〇
五 〇	四 九	三 〇	一 〇
時 刻	ご利用手数料	お取引金額	
18:18	¥432 円	¥54,000 円	
お つり	お取引後の残高		
円	円	円	円
手数料のうち振込手数料	¥432	¥432	
	000180	000181	
様		様	
おりの エイコ 様		おりの エイコ 様	
電話番号 076-492-2828		電話番号 076-492-2828	
裏面もあわせてご覧ください。		裏面もあわせてご覧ください。	

## 北陸銀行 キャッシュカードサービスご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	1383184	01-05-22	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			101
金 管 政	金 管 政	金 管 政	金 管 政
万 円	五 千 円	二 千 四 百	一 百 四
五 〇	四 九	三 〇	一 〇
五 〇	四 九	三 〇	一 〇
五 〇	四 九	三 〇	一 〇
時 刻	ご利用手数料	お取引金額	
18:18	¥432 円	¥47,000 円	
お つり	お取引後の残高		
円	円	円	円
手数料のうち振込手数料	¥432	¥432	
	000181	000181	
様		様	
おりの エイコ 様		おりの エイコ 様	
電話番号 076-492-2828		電話番号 076-492-2828	
裏面もあわせてご覧ください。		裏面もあわせてご覧ください。	

受取 令和元年8月7日  
 決裁 令和元年8月26日  
 処理 令和元年8月26日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	677	事業概要*	事務所賃料			
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内 容	事務所・駐車場 賃料 7月分 ✓	(6/26) ✓				
	事務所費	51,500 円/月の内				
	議員事務所	25,750 円/月				
	詠桜会（後援会）	25,750 円/月				
	駐車場	7,000 円/月の内				
	議員事務所	3,500 円/月				
	詠桜会（後援会）	3,500 円/月				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	賃借料 ✓	25,750	事務所賃料:25,750円/月 7月分 ✓			
	賃借料 ✓	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 7月分 ✓			
	《合計》*	29,250 ✓				

北陸銀行		キャッシュカードサービス ご利用控	
いつもご利用いただき、ありがとうございます。 ご利用の明細は下記のとおりでございます。			
お取引の金額	請求番号	日付	
お振込	0057765	01-06-26	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店舗
0144			159
借入枚数	貸出枚数		
万円 千円 円	万円 千円 円	500円	100円
		50円	10円
		5円	1円
時刻	ご利用手数料 (前賃料を含む)	お取引金額	
14:55	¥432 円	¥54,000 円	
おつり	お取引後の残高		
円	小	中	大
手数料のみお振込手数料	¥432	000131	
[REDACTED]			
[REDACTED]			
[REDACTED]			
様			
オクノ イイコ 様			
電話番号 076-492-2828			

北陸銀行		キャッシュカードサービス ご利用控	
いつもご利用いただき、ありがとうございます。 ご利用の明細は下記のとおりでございます。			
お取引の種類	操作番号	処理番号	日付
お振込		0057769	01-06-26
銀行番号	支店番号	科 目・口座番号	取扱番号
0144			59
銀 行 支 店		販 售 政 政	
万 円	五 仟	二 千	百 両
14:56	1432	円	¥7,000
時 刻	ご利用料金	お 取 引 金 额	
14:56	1432	¥7,000	
お つ り	お 取 引 算 の 残 高		
	円		
手数料のうち振込手数料		1432	
		000132	
様			
オクノ エイコ 様			
電話番号 076-492-2828			

收受 令和元年8月2日  
決裁 令和元年8月26日  
處理 令和元年8月26日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	678	事業概要	事務所賃料			
用途項目	08_事務所費	01_調査研究費 · 02_研修費 · 03_広聴広報費 · 04_要請陳情等活動費 · 05_会議費 06_資料作成費 · 07_資料購入費 · 08_事務所費 · 09_事務費 · 10_人件費				
内容	事務所・駐車場 賃料 8月分 (7/17)	51,500	円/月の内			
	議員事務所	25,750	円/月			
	詠桜会（後援会）	25,750	円/月			
	駐車場	7,000	円/月の内			
	議員事務所	3,500	円/月			
	詠桜会（後援会）	3,500	円/月			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*			備考	
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月	8月分		
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月	8月分		
	《合計》	29,250				

		北陸銀行		キャッシングカードサービス					
ご利用控									
いつもご利用いただき、ありがとうございます。 ご利用の明細は下記のとおりでございます。									
お取引の種類		端末番号	処理番号	日付					
お振込		0056690	01-07-17						
銀行番号		預金店番号	科 目・口座番号	東洋店番号					
0144				159					
お願い A通帳 T記入 M記入 控へ 記入 の御用 度ござ ります 大切に 保管し ておけ ます。	現 金 取 扱 数		預 貸 取 扱 数						
	万 円	五千円	二千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円
時 刻		ご利用手数料 (消費税を含む)		お 取 引 金 額					
10:40		¥432 円		¥7,000 円					
お つり		お 取 引 後 の 残 高		円 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千 千					
手数料のうち振込手数料		¥432		000023					
[REDACTED]		[REDACTED]		[REDACTED]					
[REDACTED]		[REDACTED]		[REDACTED]					
[REDACTED]		[REDACTED]		[REDACTED]					
[REDACTED]		[REDACTED]		[REDACTED]					
オクノ エイコ 様		[REDACTED]		[REDACTED]					
電話番号 076-492-2828		裏面もあわせてご覧ください。							
お問い合わせ・お預け出金窓口 110番地		TEL 076-492-2828							

收受 令和元年八月二日  
決裁 令和元年十一月18日  
處理 令和元年十一月18日

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年8月27日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	679	事業概要*	電話代			
用途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
<b>固定電話</b>						
6月請求分 8,482 円の内						
議員事務所 4,241 円/月						
詠桜会（後援会） 4,241 円/月						
内容						
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	事務所費 電話代 /	4,241 /	8,482 円の1/2 6月請求分 /			
	《合計》*	4,241 /				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること)

電話料金等払込受領証	
西日本ご利用分	
ご請求先氏名 奥野 詠子 様	
お客様番号 [REDACTED]	
2019年 6月ご請求分	
金額(円) ¥8,482-	
受取人 NTTファイナンス株式会社	
お問合せ先 (無料) 0800-3335550	
領 取 日 附 印 247479 19.7.03	
返却印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	

收受 令和元年8月27日  
 決裁 令和元年8月26日  
 処理 令和元年8月26日

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年8月7日

報告者\* 奥野詠子

整理番号	680	事業概要	電気代	
用途項目	08_事務所費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	<p>6月分 4,136 円の内</p> <p>議員事務所 2,068 円/月</p> <p>詠桜会（後援会） 2,068 円/月</p>			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)	備考	
	事務所費 電気代	2,068	4,136 円の1/2 6月分	
	《合計》*	2,068		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること)

## 電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社							
年 月 日	金額				4	1	3	6
19 6								
振込人 (ご契約名)	様 消費税等相当額(再掲) 円							
奥野 詠子	306							
お支払期日					納算額(再掲) 円			
7月22日								

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客様番号

計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	4136	306
合計	4136	306

北陸電力株式会社

お客様サービスセンター

0120-776453

○収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

○本票により集金人が集金することはできません。

○裏面もご覧ください。

上記金額を領収いたしました。

19.7.15日3附印

ローソン 富山  
御尾えん店  
5万円-(消費税等相当額  
を除く)以上印紙貼付

(お客様控)2485

收受 令和元年8月7日  
 決裁 令和元年8月26日  
 処理 令和元年8月26日

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年8月7日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	681	事業概要	人件費 /	
用途項目*	10_人件費	01_調査研究費 · 02_研修費 · 03_広聴広報費 · 04_要請陳情等活動費 · 05_会議費 06_資料作成費 · 07_資料購入費 · 08_事務所費 · 09_事務費 · 10_人件費		
内容	5月分			
上記事業に要じた経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	5月分 /
	《合 計》*	75,000		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること)				

收受 令和元年8月7日  
 決裁 令和元年8月26日  
 処理 令和元年8月26日

勤務実績表

令和1年5月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	水			16	木	9:00 ~ 16:00	6
2	木			17	金	9:00 ~ 16:00	6
3	金			18	土		
4	土			19	日		
5	日			20	月	9:00 ~ 16:00	6
6	月			21	火	9:00 ~ 16:00	6
7	火	9:00 ~ 16:00	6	22	水	9:00 ~ 16:00	6
8	水	9:00 ~ 16:00	6	23	木	9:00 ~ 16:00	6
9	木	9:00 ~ 16:00	6	24	金	9:00 ~ 16:00	6
10	金	9:00 ~ 16:00	6	25	土		
11	土			26	日		
12	日			27	月	9:00 ~ 16:00	6
13	月	9:00 ~ 16:00	6	28	火	9:00 ~ 16:00	6
14	火	9:00 ~ 16:00	6	29	水	9:00 ~ 16:00	6
15	水	9:00 ~ 16:00	6	30	木	9:00 ~ 16:00	6
				31	金	9:00 ~ 16:00	6
小計			42	小計			72
				合計			114

賃金月額

150,000 円

自由民主党県議会議員

奥野詠子 政務活動費50%

75,000円

奥野詠子 その他費用50%

75,000円



## 雇用契約書

### 1. 雇用期間

平成29年2月1日から雇用し期間は定めないものとする。

### 2. 労働時間

午前9時00分から午後4時00分までとする。

### 3. 休憩時間

正午から午後1時までとする。

### 4. 休日

土、日曜日及び祝祭日

### 5. 勤務場所

自由民主党富山県議会議員 奥野詠子事務所 富山市大町282番地

### 6. 業務内容

政務活動調査にすること。

### 7. 賃金等

月額150,000円(税込)、通勤手当は実費を支給するものとする。

### 8. 守秘義務

業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 9. その他

上記雇用条件について雇用者甲と被雇用者乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

平成29年2月1日

甲 雇用者 富山市今泉30-1

自由民主党富山県議会議員

奥野 詠子

乙 被雇用者

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年8月7日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	682	事業概要*	人件費 ✓
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 · 02_研修費 · 03_広聴広報費 · 04_要請陳情等活動費 · 05_会議費 06_資料作成費 · 07_資料購入費 · 08_事務所費 · 09_事務費 · 10_人件費	
内容	6月分 ✓		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	人件費	75,000 ✓	150,000円の 1/2 6月分 ✓
	《合 計》*	75,000 ✓	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理するこ			

收受 令和元年8月7日  
 決裁 令和元年8月26日  
 処理 令和元年8月26日

# 勤務実績表

令和1年6月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	土			16	日		
2	日			17	月	9:00 ~ 16:00	6
3	月	9:00 ~ 16:00	6	18	火	9:00 ~ 16:00	6
4	火	9:00 ~ 16:00	6	19	水	9:00 ~ 16:00	6
5	水	9:00 ~ 16:00	6	20	木	9:00 ~ 16:00	6
6	木	9:00 ~ 16:00	6	21	金	9:00 ~ 16:00	6
7	金	9:00 ~ 16:00	6	22	土		
8	土			23	日		
9	日			24	月	9:00 ~ 16:00	6
10	月	9:00 ~ 16:00	6	25	火	9:00 ~ 16:00	6
11	火	9:00 ~ 16:00	6	26	水	9:00 ~ 16:00	6
12	水	9:00 ~ 16:00	6	27	木	9:00 ~ 16:00	6
13	木	9:00 ~ 16:00	6	28	金	9:00 ~ 16:00	6
14	金	9:00 ~ 16:00	6	29	土		
15	土			30	日		
小計				小計			
				合計			

賃金月額

150,000 円

自由民主党県議会議員

奥野詠子 政務活動費50% 75,000円

奥野詠子 その他費用50% 75,000円

# 2019年度 帳台金賃

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年8月7日

報告者\* 奥野詠子

整理番号*	683	事業概要* 人件費 /	
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費	
内容	7月分 /		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 者
	人件費 /	75,000 /	150,000円の 1/2 / 7月分 /
	《合 計》*	75,000 /	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理するこ			

收受 令和元年8月7日  
 決裁 令和元年8月26日  
 処理 令和元年8月26日

勤務実績表

令和1年7月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	月	9:00 ~ 16:00	6	16	火		
2	火	9:00 ~ 16:00	6	17	水	9:00 ~ 16:00	6
3	水	9:00 ~ 16:00	6	18	木	9:00 ~ 16:00	6
4	木	9:00 ~ 16:00	6	19	金	9:00 ~ 16:00	6
5	金	9:00 ~ 16:00	6	20	土		
6	土			21	日		
7	日			22	月	9:00 ~ 16:00	6
8	月	9:00 ~ 16:00	6	23	火	9:00 ~ 16:00	6
9	火	9:00 ~ 16:00	6	24	水	9:00 ~ 16:00	6
10	水	9:00 ~ 16:00	6	25	木	9:00 ~ 16:00	6
11	木	9:00 ~ 16:00	6	26	金	9:00 ~ 16:00	6
12	金	9:00 ~ 16:00	6	27	土		
13	土			28	日		
14	日			29	月	9:00 ~ 16:00	6
15	月			30	火	9:00 ~ 16:00	6
				31	水	9:00 ~ 16:00	6
小計			60	小計			66
				合計			126

賃金月額

150,000 円

自由民主党県議会議員

奥野詠子 政務活動費50%

75,000円

奥野詠子 その他費用50%

75,000円



## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年9月14日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	743	事業概要	県政報告		
支給項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
内容	県政報告 vol. 25		10,000 部	324,000 円	
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)*	備考		
	印刷費	298,080	県政報告	vol. 25	10,000 部
					324,000 円
					$324,000 \times 0.92 = 298,080$ 円
		《合計金額》	298,080		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 令和元年9月14日  
 決裁 令和元年9月17日  
 处理 令和元年9月18日

領 収 証

奥野詠子 様

大元 年 8 月 8 日

324,000

上記の金額正に領収いたしました  
但し 契約取扱 Vol.25 解代  
10,000 部。

有限会社 平野総合三印刷社  
〒939-8208 富山市布瀬町南2丁目3-9  
TEL: 076(425)8102  
代表取締役 平野 小敏



Q：開設から1年の実績とその評価について、聞こう。

A：知事  
この1年間は、幅広い年代の男女から、56件の電話への同行支援も19件行つた。また医療機関や警察署への相談も、18件でござる。この状況に即して支援を行つてゐるが、相談者の性別は、女性児童・性暴力の被害者は、未成年者が約半数を占め誰に相談しただけか、問うることは、勇氣を出して多くの他の被害者等が多いとするところだ。これは、医療機関や警察署等支援の大さな一部になつたと認識している。また、市町村等と連携して、相談者の心の負担を軽減し潜在化防止に一定の成果があつたものと心してゐる。相談者の二つ目は、医療機関や警察署、市町村等と連携して、医療機関や警察署等支援の大さな一部になつたと認識している。また、市町村等と連携して、相談者の心の負担を軽減し潜在化防止に一定の成果があつたものと心してゐる。

Q. 現在、脳腫瘍医は宮崎市内のものと聞いていますが、今後、脳腫瘍医の如きが大幅につるのと聞いています。どうのうに取り組むべきか、お聞かせください。

※正式な議事録ではございません



民主黨議會山鳴發行：令和元年6月發行

人権の侵害、皆様におかれましては、益々ご清祥のことをお慶び申し上げます。

「令和」という新的な時代を運び、早くもひと月余りが経過しました。新元号に選ばれた「令和」は、日本に現存する最古の和歌集である万葉集からの出典であり、越中国守であつた大伴家持を通して多くの歌が詠まれた富山県としては、縁のある元号に親しみを感じておられる方が多いこと思います。また「令和」の著者兼著者が、富山県立図書館の国文書室の館長で、國文学者の中西進氏など報じられたところも非常に興味深いところです。

この新元号「令和」には、「人々が美しく心を寄せ合つて文化が生まれ育つ」という意味が込められています。モノに選ばれた現代日本において、より豊かな社会とはどのようなものかを考えたときに、心の豊かさに行きつくのは、自然なことなのかもしません。

人口減少や少子高齢化という大きな課題を抱える中ではありますが、ひとりひとりが心を寄せ合ひ、思いやりの輪を広げていくことで、より良い富山県に近づくものと思っています。

さて、新時代の幕開けとともに、私も皆様のおかけを持ちまして、3ヶ月の任期がスタートしました。今任期中、前半2年間は、経営企画常任委員会の委員長を拝命しました。総合計画や財政、また人口減少や少子化対策、男女共同参画等々を所管する委員会です。

議員生活も9年目を迎えたが、初心を忘れないことなく、丁寧な活動を心掛けたいと存すです。

末筆ながら、時節柄、「自愛ください」。

宣少林藏金鐵錄  
吳野誦

6月議会では、6月25日(火)11:00～予算特別委員会にて質問いたします。ケーブルテレビインターネットで視聴いただけます。

ホームページ <http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>  
Facebook 友達リクエストの際にメッセージと一緒に送って頂  
本人アカウント 鹿野原子(@Eiko\_Okuno) 後援会  
Twitter Twitter

富山県議会自民党控室  
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421  
FAX 930-8501 富山市 新総曲輪 1-7  
議員事務所  
〒939-8073 富山市 大町 2-8-2  
TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536  
E-mail:okuno.eiko@lime.plala.or.jp

ପାତ୍ରକଣେ ଯାଏନ୍ତିରୁ କଥା ପାଇବାରୁ

授業は全部で10回あります。このうち、1回は自己紹介、2回は先生から話をきく時間で、残りの7回は、生徒たちが自分たちで話す時間です。この授業では、生徒たちは自分の意見を述べたり、質問したり、議論したりすることができます。また、先生からの話を聞く時間では、先生が教える内容を理解するための時間を設けています。

O: うそぢやだらけのあ模な教科コースを実現するため、県教委ではチラシやコースを作成中である。じつからひと月位で活用する予定なのか、聞こう。

Q. 二つ目は、この二つの問題を解くためのテクニックリストの活用にあたり、教員の十分な事前研修が必要だと考へるが、どうのもうに取り組むのか、聞こう。

A. 知事  
現在、定時制高校4校で、計16名の生徒が通級指導を受けている。この生徒たちは、原則としてその保護者に受講を薦め、同意を得たうえで登校する。生徒は、いわゆる「規則外の生徒」である。この間、2時間、自立活動の指導を受け、欠席する生徒は、いわゆる「規則内生徒」である。

C. 高等学校にむかひるを後の通報装置の見廻しへつて、同じ。高等學校での通報装置及びその受講につくれば、シリアル貼りに繋がらない。もう腰懸にならざるを得ないが、特に田舎なコミニケーション等の支援は学力レベルではなく関係なく一ีズがあるむか

A. 教育長  
生徒の自尊感情や心理的な抵抗意にも配慮することとされ、従つて、生徒が自分の興味、関心等に応じて科目を選択できる単位制を導入している定期制高校に専門入学生が入る。  
一般教育委員会では、今年度、学校訪問を行い、各学校の運営指揮の現状を把握するとともに、一般実施校の担当教頭と運営指導員による研究協議会を実施しながら、その効果

Q: 高等特別支援学校では、卒業後の一般就労を目指してカリキュラムが組まれているが、農業分野の就労にもつながるようカリキュラムを充実すべきと考えるが、所見を伺う。

A. 教育長  
高等専門文理学校の方々にヨラムについて、その調査に当たり、どのような企業への就職を目指すのかについで、また、そのためには、どのような知識・技能が求められるかについて、現行の職業指導を実施する企業への聞き取りなども踏まえたながら検討している。現行の職業指導を実施する企業への聞き取りとともに、農業分野の就職率につながるカリキュラムとしては、「ものづくりの一環」として分野の就職率につながるカリキュラムとしては、「ものづくり」の結び付けて以来、今年度まで農業分野から聞いた合合わせは3件であったが、本人に対する就職率についてない。今後、農業分野から聞いた合合わせは3件あつたが、本人に対する就職率についてない。企業の方々の意見も伺い、研究したい。

Q. 特別支援学校教諭免許が保有者の小中学校への配置を拡大せたいとされるが、教員養成じきの配置について、どのような考え方があるのか、聞け。

近年、壇城の小中学校に於ける、弊病を以て繕ひむる方法の增加が顕著に於けるが、毎年夏期の施設充當料は年々増加の一途を辿り、地域の小中学校に甚大な負担を加へる事態が生じ得る。

2 本県教員の特別支援学校教諭免許状の新規取得者数は、平成30年度  
　　同月末時点では53人。

また保育看護数については、小中学校では、平成27年度の3366人  
　　から毎年増加しており、30年度は12月末時点では4322人となつてゐる。  
高等学校では、平成29年度から人頭数を把握しているが、平成29年度は  
　　30年度は12月末時点では761人となつてゐる。

A: 教育長 小中学校の特別支給子吸に注目する見直し

が、特別文部支援教育に関する専門性を高めること

Q. 平成30年度に本県でも初めて、高等学校における通級を設置した  
が、通級指導の受講状況と生徒が受講した理由を踏まえ、通級設  
置の評価について、問う。

本県では平成30年度から新たに定期制高校4校に過級を設置していく。  
が、本県では平成30年度から新たに定期制高校4校に過級を設置していく。  
がや、自閉症や認知障がいなど6の特例支援学校に在籍していた生徒  
が高校に進学してくる。

Q. 気動船頭板はなぜ船頭に付けてあるのか、人間がいなければ船頭に付けてある位置をどうやって決めるか、聞け。

A. 教育長  
本県の高等特別支援学校は、軽度知的障がいを有する生徒の支援を行なうが、情緒障がいを併せ有する生徒についでては、主たる知的障がいに対する配慮をしながら、支授を行なつて行なっている。このことを目的として、情緒障がいに対する配慮をしながら、支授を行なつて行なっている。このことは、10年度から、県立高校で運営する指導室を進化させたものである。そこで、引き続き、こうした取り組みの

Q. 工賃向上の手腕として平成25年度から優先認定を行っているが、平成29に優等者就労施設等への発走をやすぐきしめるが、所見を問う。極めて

本会では平成29年度、ひのひの町に併設して、歴史文化省から認定している全国の歴史的建造物を有する、福井市西郷の古賀家屋敷にて開かれます。取り組みの趣を浮き彫りにしており、一棟円を超える県立かる。

日本では、障害者就労施設等からの物販等の調達方針を策定するほか、①共同印刷物の発行や啓示系商品の輸入②専用ウェブサイトによる商品販売等に加え、運賃料金は年々上昇傾向にある。全国と比較すると物足りない、

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年9月4日

報告者\* 奥野詠子

整理番号	△△△	事業概要	県政報告	
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	県政報告 vol. 25 6月送付 支払い8月  後納郵便 @ 82 円 6,248 通 512,336 円			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	郵送費	471,349	県政報告	vol. 25
			512,336 円	
			$512,336 \times 0.92 = 471,349$ 円	
	《合計》*	471,349		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

収受 令和元年9月4日  
 決裁 令和元年9月17日  
 処理 令和元年9月18日

振替払込請求書  
（通常払込料金  
加入旨負担）  
兼受領証

支店番号	00180	支店番号	3	年月日	901196														
日本郵便株式会社																			
金額										千	百	十	万	千	百	十	円		
														5	1	2	3	3	6
切手額 印鑑 捺印 人名 住所 氏名										939-8075 富山県富山市今泉30-1-202 奥野 詠子 様									
										日 附 印									
										01-08-02 富山南 郵便局 (32213) N94220003									

この受領証は、大切に保管してください。

## 後納郵便物等 取扱票(お客様用)

奥野 詠子 様  
2001051013-000001-  
0000000001-000001

[後納引受]  
1 ゆうメール特別  
50g 県内  
@82 6,248通  
¥512,336

合計 ¥512,336

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時：2019年 6月17日 18:05  
担当：  
発行No. 190617K9460 端211027449  
連絡先：富山南郵便局  
TEL:0570-021-680

取扱局 2001-322130  
後納承認局 2001-322130  
後納お取引番号 0001448174

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年9月4日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	745	事業概要	電気代	
用途項目	08_事務所費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	7月分 議員事務所 4,493 円の内 詠桜会（後援会） 2,246 円/月 2,247 円/月			
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考	
	事務所費 電気代	2,246	4,493 円の1/2 7月分	
	《合計》	2,246		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和元年9月4日  
 決裁 令和元年9月17日  
 処理 令和元年9月18日

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社						
年月分	19 7	金額		4	4	9	3
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子			機 消費税等相当額(再掲) 円	332		
お支払期日	8月21日			精算額(再掲) 円			

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客様番号

計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	4493	332
合計	4493	332

北陸電力株式会社

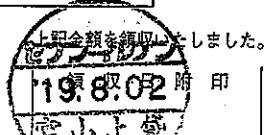
お客様サービスセンター

直 0120-776453

○収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

○本票により集金人が集金することはありません。

○裏面もご覧ください。



19.8.02 領印

富山市上

5万円未満の消費税等相当額  
を除く)以上印紙貼付

(お客様控)2485

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年9月4日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	746	事業概要	事務所賃料			
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料	9月分	(8/23)			
	事務所費		51,500 円/月の内			
	議員事務所		25,750 円/月			
	詠桜会（後援会）		25,750 円/月			
	駐車場		7,000 円/月の内			
	議員事務所		3,500 円/月			
詠桜会（後援会）		3,500 円/月				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月	9月分		
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月	9月分		
	《合計》*	29,250				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 令和元年9月4日  
 決裁 令和元年9月17日  
 処理 令和元年9月18日

 北陸銀行 キャッシュカードサービス

ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付							
お振込	0163846		01-08-23							
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号							
0144			144							
萬 円	五 千 円	二 千 円	千 円	五百円	一百円	五十円	十円	五円	一円	
時 刻 ご利用手数料 (消費税等を含む)										
12:18	¥432 円	お取引金額 ¥54,000 円								
お つ り お取引後の残高										
手数料のうち振込手数料 ¥432 000041										
オクノ エイコ 様										
電話番号 076-492-2828 裏面もあわせてご覧ください。										

( 位 料 51,500 円  
町内会費 2,500 円

印(20110924 12:31:10 93X500 CK)

 北陸銀行 キャッシュカードサービス

ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付							
お振込	0163850		01-08-23							
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号							
0144			144							
萬 円	五 千 円	二 千 円	千 円	五百円	一百円	五十円	十円	五円	一円	
時 刻 ご利用手数料 (消費税等を含む)										
12:18	¥432 円	お取引金額 ¥7,000 円								
お つ り お取引後の残高										
手数料のうち振込手数料 ¥432 000042										
オクノ エイコ 様										
電話番号 076-492-2828 裏面もあわせてご覧ください。										

印(20110924 12:31:10 93X500 CK)

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年9月4日

報告者\* 奥野詠子

整理番号	タ47	事業概要	電話代	
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	固定電話 7月請求分 8,516 円の内 議員事務所 4,258 円/月 詠桜会(後援会) 4,258 円/月			
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考	
	事務所費 電話代	4,258	8,516 円の1/2 7月請求分	
(合計)		4,258		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分
ご請求先氏名 奥野 詠子 様
お客様番号 [REDACTED]
2019年 7月ご請求分
金額(円) ¥8,516-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先(無料) 0800-3335550
領收日 2019年9月4日
印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

收受 令和元年9月4日  
 決裁 令和元年9月17日  
 処理 令和元年9月18日

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年9月4日

報告者\* 奥野詠子

整理番号	タク	事業概要	電話代			
用途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	固定電話					
	8月請求分	8,484 円の内				
	議員事務所	4,242 円/月				
詠桜会(後援会)	4,242 円/月					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	事務所費 電話代	4,242	8,484 円の1/2 8月請求分			
(合計)*	4,242					

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分
ご請求先氏名 奥野 詠子 様
お客様番号 [REDACTED]
2019年 8月ご請求分
金額(円) ¥8,484-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先(無料) 0800-3335550
受取印 2019.8.21
取扱印 [REDACTED]
取入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

收受 令和元年9月4日  
 決裁 令和元年9月17日  
 処理 令和元年9月18日

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年9月4日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	749	事業概要	人件費	
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	8月分			
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考	会計区分
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	8月分
	《合 計》	75,000		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和元年9月4日  
 決裁 令和元年9月17日  
 処理 令和元年9月18日

勤務実績表

令和1年8月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	木	9:00 ~ 16:00	6	16	金	9:00 ~ 16:00	6
2	金	9:00 ~ 16:00	6	17	土		
3	土			18	日		
4	日			19	月	9:00 ~ 16:00	6
5	月	9:00 ~ 16:00	6	20	火	9:00 ~ 16:00	6
6	火	9:00 ~ 16:00	6	21	水	9:00 ~ 16:00	6
7	水	9:00 ~ 16:00	6	22	木	9:00 ~ 16:00	6
8	木	9:00 ~ 16:00	6	23	金	9:00 ~ 16:00	6
9	金	9:00 ~ 16:00	6	24	土		
10	土			25	日		
11	日			26	月	9:00 ~ 16:00	6
12	月			27	火	9:00 ~ 16:00	6
13	火			28	水	9:00 ~ 16:00	6
14	水			29	木	9:00 ~ 16:00	6
15	木			30	金	9:00 ~ 16:00	6
小計		42	/	小計		66	
				合計			
				108			

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子 政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子 その他費用50%	75,000円



## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年10月10日

報告者\* 奥野詠子

整理番号	1258	事業種別	新聞購読
使途項目	07_資料購入費 01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	北日本新聞 7月分 ✓ 富山新聞 7月分 ✓		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	北日本新聞 ✓	3,380	7月分 3,380 円
	富山新聞	3,072	7月分 3,072 円
	(合計)	6,452	✓
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 令和元年10月10日  
 決裁 令和元年10月31日  
 処理 令和元年10月31日

2019年7月分 領收証 発証No00000905-201907-1  
奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,380

合計金額  
¥3,380  
(消費税込み)

お読みの個人の方は、書店等において定期購読し、定期購読料金を支払ふる旨を明記した場合は、別途請求するこありと承知せられております。  
ご購読ありがとうございます。 (有)掛尾新聞販売店  
クレジットカード決済可能です。

毎度ご購読有難うございます

上記金額正に領収致しました

2019年7月29日 領収

北日本新聞



領收証 19年 07月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588  
TEL 076-493-1160  
FAX 076-493-1140



各種口座からの引落としや、コンビニ払い、  
クレジットカード決済も承ります。

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年10月10日

報告者\* 奥野詠子

整理番号	1234	事業種別	新聞購読 ✓		
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費			
内容	北日本新聞 8月分 富山新聞 8月分				
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円) *	備考	支拂い済	未支拂い
	北日本新聞	3,380 ✓	8月分 ✓	3,380 円	
	富山新聞	3,072 ✓	8月分 ✓	3,072 円	
	(合計) *	6,452 ✓			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 令和元年10月10日  
 決裁 令和元年10月31日  
 処理 令和元年10月31日

2019年8月分 領 収 証 発証No.00000905-201908-1

## 奥野 詠子様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,380

合計金額  
¥3,380  
(消費税込み)

ご購読ありがとうございます。  
クレジットカード決済可能です。

毎度ご購読有難うございます

上記金額正に領収致しました

2019年8月28日 領収

076-425-4061

北日本新聞



## 領收証

19年08月分 年月日 No. 509188

お名前 奥野 詠子様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額

3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588  
TEL 076-493-1160  
FAX 076-493-1140



各種口座からの引落としや、コンビニ払い、  
クレジットカード決済も承ります。

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年10月10日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	1260	事業概要	上下水道料			
用途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内 容		8月請求分 議員事務所 詠桜会（後援会）			2,160 円の内 1,080 円 1,080 円	
経費の内容*		金額(円)*	備考			
事務所 上下水道代	1,080		2,160 円の1/2 8月請求分			
	合計	1,080				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

收受 令和元年10月10日  
 決裁 令和元年10月31日  
 処理 令和元年10月31日

平成 31 年度 富山市水道料金等  
納入通知書 兼 領収書

お客様番号 [REDACTED]

使用者 奥野 詠子 様

納入者 奥野 詠子 様

発行日 令和 元年 9月 2日

納期限 令和 元年 9月 17日

給水装置場所  
富山市大町(大町2区)  
282

使用期間	令和 1. 6.10～令和 1. 8. 9
口径	20 mm 用途 家事用
上水道使用水量	0 m <sup>3</sup>
下水道使用水量	0 m <sup>3</sup>
し尿くみ取り日・量	月 日 ℥ 月 日 ℥ 月 日 ℥

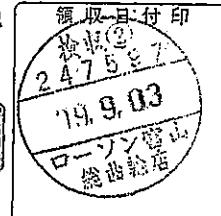
令和元年 8月請求分

水道料金	864 円 ( 64 円)
下水道使用料	1,296 円 ( 96 円)
し尿くみ取り手数料	0 円 ( 0 円)
合計金額	2,160 円 ( 160 円)

お問合せ窓口は裏面に記載しております。

\* 領収日付印の押印によって効力が生じます。

富山市上下水道事業者受託代理者  
富山市上下水道局



富山市上下水道局  
出前・収納取扱金融機関  
及びコンビニでは収入印紙不要  
口座番号 00720-5-960609  
加入者名 富山市上下水道事業者受託代理者 (お客様控)

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年10月10日

報告者\*

奥野詠子

整理番号 1261	事業概要 電気代					
用途項目 08_事務所費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費					
内容	8月分 議員事務所 5,923 円の内 詠桜会（後援会） 2,961 円/月 2,962 円/月					
事業に要する経費	経費の内容	金額(円)	備考			
	事務所費 電気代	2,961	5,923 円の1/2 8月分			
	《合計》	2,961				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 令和元年10月10日  
 決裁 令和元年10月31日  
 処理 令和元年10月31日

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社						
年 月 分	19 8	金 額				5 9 2 3	円
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子			機	消費税等相当額(再掲) 円		
お支払期日	9月 20日				438		
				精算額(再掲) 円			

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客様番号

計算区 17

契 約	金 額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	5923	438
合 計	5923	



上記金額を承認いたしました。

北陸電力株式会社

精算領收印

5万円(消費税等相当額  
を除く)以上印紙貼付

(お客様控)2485

北陸電力株式会社

お客様サービスセンター

TEL 0120-776453

○取納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

○本票により集金人が集金することはありません。

○裏面もご覧ください。

9/3

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年10月10日

報告者\* 奥野詠子

管理番号	/262	事業概要	事務所賃料	
支給項目	08_事務所費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	事務所・駐車場 賃料 10月分／ (10/2 事務所費 51,500 円/月内 議員事務所 25,750 円/月／ 詠桜会（後援会） 25,750 円/月 駐車場 7,000 円/月内／ 議員事務所 3,500 円/月 詠桜会（後援会） 3,500 円/月			
事業に要じた経費	経費の内容*	金額(円)	備考	
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月	10月分
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月	10月分
	(合計)	29,250		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和元年10月10日  
 決裁 令和元年10月31日  
 処理 令和元年10月31日



 北陸銀行 キャッシュカードサービス  
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付							
お振込	0219891		01-10-02							
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号							
0144			159							
貯金区分	貯金区分	貯金区分	貯金区分							
万円	五千円	二千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)		お取引金額							
12:38	¥440円		¥54,000円							
おつり	お取引後の残高									
円	中	中	中	中	中	中	中	中	中	円
手数料のうち振込手数料	¥440									
	000044									
[REDACTED]										
[REDACTED]										
[REDACTED]										
[REDACTED]										
[REDACTED]										
[REDACTED]										
オクノ エイコ 様										
電話番号 076-492-2828										

→ 佳料  
51,500円  
高倉会員  
2,500円



 北陸銀行 キャッシュカードサービス  
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
<b>お振込</b>	0219895	01-10-02	
銀行番号	預金店番号	科 目・口座番号	取扱店番号
0144			159
標準枚数	面 額 枚 数		
万円 立替円 二千円 千円	500円 100円 50円 10円 5円 1円		
時 刻	ご利用方式 (消込化等を含む)	お 取 引 金 額	
12:39	￥440円	￥7,000円	
お つり	お 取 引 役 の 残 高		
円 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中	円	円	円
手数料のうち振込手数料		￥440	
		000045	
[REDACTED]		様	
[REDACTED]		様	
[REDACTED]		様	
オクノ エイコ 様			
電話番号 076-492-2828			

WILHELMUS

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年10月10日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	1263	事業概要	電気代			
用途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	9月分	4,378 円の内				
	議員事務所	2,189 円/月				
	詠桜会（後援会）	2,189 円/月				
経費の内容	金額(円)	備考				
事務所費 電気代	2,189	4,378 円の1/2 9月分				
(合計)	2,189					

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

## 電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
年 月 日	金額	4 3 7 8	円
19 9			
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	様	消費税等相当額(再掲) 円
お支払期日		324	
10月21日			精算額(再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客様番号

計算区 17

契 約	金 額	消 費 税 等 相 当 額
(円)	(円)	(円)
211	4378	324
合 计	4378	324

北陸電力株式会社

お客様サービスセンター

直 0120-776453

○ 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

○ 本票により集金人が集金することはできません。

○裏面もご覧ください。

上記金額を領収いたしました。

領収 書 印  
北陸電力5万円(消費税等相当額  
を除く)以上印紙貼付

(お客様控)2485

收受 令和元年10月10日  
 決裁 令和元年10月31日  
 処理 令和元年10月31日

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年10月10日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	1264	事業概要	電話代																					
支途項目	09_事務費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費																						
内容	<b>固定電話</b> 9月請求分 議員事務所 8,484 円の内 詠桜会（後援会） 4,242 円/月 4,242 円/月																							
上記事業に要した経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経費の内容*</th> <th>金額(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所費 電話代</td> <td>4,242</td> <td>8,484 円の1/2 9月請求分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,242</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			経費の内容*	金額(円)	備考	事務所費 電話代	4,242	8,484 円の1/2 9月請求分													合計	4,242	
経費の内容*	金額(円)	備考																						
事務所費 電話代	4,242	8,484 円の1/2 9月請求分																						
合計	4,242																							

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 奥野 詠子 様	
お客様番号 [REDACTED]	
2019年 9月ご請求分	
金額(円) ¥8,484-	
受取人 NTTファイナンス株式会社	
お問合せ先 (無料) 0800-3335550	
2019年10月2日 19.10.02	
口一ソシ 富士見町印	
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	

收受 令和元年10月10日  
 決裁 令和元年10月31日  
 処理 令和元年10月31日

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年10月10日

報告者\* 奥野詠子

整理番号	1265	事務機器費	人件費	/		
用途項目	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	9月分					
記載事業区分 金額	各費の内容*	金額(円)	備考			
	人件費	75,000	150,000円の 1/2 9月分			
		（合計）	75,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 令和元年10月10日  
 決裁 令和元年10月31日  
 処理 令和元年10月31日

勤務実績表

令和1年9月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	日			16	月		
2	月	9:00 ~ 16:00	6	17	火	9:00 ~ 16:00	6
3	火	9:00 ~ 16:00	6	18	水	9:00 ~ 16:00	6
4	水	9:00 ~ 16:00	6	19	木	9:00 ~ 16:00	6
5	木	9:00 ~ 16:00	6	20	金	9:00 ~ 16:00	6
6	金	9:00 ~ 16:00	6	21	土		
7	土			22	日		
8	日			23	月		
9	月	9:00 ~ 16:00	6	24	火	9:00 ~ 16:00	6
10	火	9:00 ~ 16:00	6	25	水	9:00 ~ 16:00	6
11	水	9:00 ~ 16:00	6	26	木	9:00 ~ 16:00	6
12	木	9:00 ~ 16:00	6	27	金	9:00 ~ 16:00	6
13	金	9:00 ~ 16:00	6	28	土		
14	土			29	日		
15	日			30	月	9:00 ~ 16:00	6
小計		60		小計		54	
				合計		114	
賃金月額				150,000 円			
自由民主党県議会議員				奥野詠子 政務活動費50%		75,000円	
				奥野詠子 その他費用50%		75,000円	

# 2019年度 帳合金賃

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年//月26日

報告者\* 奥野詠子

整理番号	1539	事業概要	県政報告	
用途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 · 02_研修費 · 03_広聴広報費 · 04_要請陳情等活動費 · 05_会議費 06_資料作成費 · 07_資料購入費 · 08_事務所費 · 09_事務費 · 10_人件費		
内容	<p>県政報告 vol. 26 8月送付 支払い9月</p> <p>後納郵便 @ 82 円 6,316 通 517,912 円 ✓</p>			
記 事 業 に 要 じ た 経 費	経費の内容*	金額(円)	備考	
	郵送費	481,658	県政報告	vol. 26
			517,912	円
			$517,912 \times 0.93 = 481,658$ 円	
	(合計)*	481,658		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和元年//月26日  
 決裁 令和元年/2月//日  
 処理 令和元年/2月//日

後納郵便物等  
取扱票(お客様用)

奥野 詠子 様  
2001051013-000001-  
0000000001-000001

【後納引受】  
1 ゆうメール特別  
50g 県内  
082 6,316通  
¥517,912

合計 ¥517,912

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時：2019年8月26日 19:23  
担当：  
発行No. 190826K9835 端211027449  
連絡先：富山南郵便局  
TEL:0570-021-680

取扱局 2001-322130  
後納承認局 2001-322130  
後納お取引番号 0001448174

この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

# 領 収 書 (Receipt)

発行日 2019年10月 6日

お客様氏名 (Customer)

奥野 詠子

様

右記、金額を 2019年 9月 20日付で

口座振替により領収致しました。

ご請求番号  
(Billing ID) 322130-1007499-00

ご請求の内訳 2019/08/01～2019/08/31 料金後納ご利用  
(Billing Details) 用額

領収金額 (Amount Paid) 521,491 円  
(うち消費税相当額) 38,612 円

金融機関 北陸  
本店営業部

印紙税申告納  
付につき郵町  
税務署承認済

日本郵便株式会社

うち

・保政報告 Vol.26 分 517,912 円

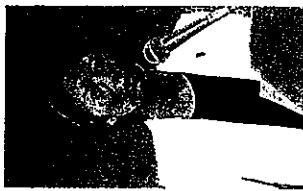
・その他分

3,579 円

Q. 社会的養育推進計画は、社会的養育を推進するための体制構築を含め、社会的養育を示すものにはどうなるか、所見を聞こう。

この計画の策定にあたつては、社会的養育の対象となる当事者の参画が求められて

A. 知事 記念の平成28年の児童福祉法改正では、子どもも相手の環境で育つべきだため、県としては、新規な社会的養育を進めることと同様の、の養育を進めるための児童養護施設等の小規模化を掲げて推進したいと考えている。それぞれの課題や対応策などについて、調査者から意見を伺うとともに、当事者である議員の実施も検討しております。今年度末を目途に計画を策定したい。



お問い合わせ窓口



り度4月の統一地方選(県議選)を受けて、令和元年6月定例会から、大きく変わったことが2つあります。

一つは、本会議における代表質問権の行使権利ですが、これは4人以上の会派に対して与えられています。この代表質問権のある会派が自民党会派のみとなりました。これまででは、自民党会派で改選が行われたときに会派2人、公明党1人、自民党32人、社民党3人、至誠1人、自民党公認候補者3人、共産党3人となりました。

二つ目は、県議会議席の8割を自民党会派が占める都道府県議会は他になく、自民党组织が全国1位の議席となりました。

今回の改選を受け、自民党が議席を伸ばす結果となりました。今後も質問時間の配分を見直したことによります。会派の人数によって質問時間を持ち時間の持続時間が20分と定められました。

また、議論の質問時間は6月1日から5人が質問に立てる権限が付与されました。議論の質問時間は6月1日から5人が質問に立てる権限が付与されました。

議論の質問時間は6月1日から5人が質問に立てる権限が付与されました。議論の質問時間は6月1日から5人が質問に立てる権限が付与されました。

9月議会では、9月26日(木)10:00~予算特別委員会にて質問いたします。ケーブルテレビインターネットで視聴いただけます。

2月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。  
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ

Facebook

Twitter

本入アカウント

議員名アカウント

令和元年6月5日 学算特別委員会(一部抜粋)

Q: 全国の児童相談所における相談対応件数は年々増加し、この  
るが、本県の虐待相談件数は件数の推移と傾向について、問う

·A·學生部長

画面ロゴ：自の同じロゴをはじめ、それを目撃する人物、あるいは直接的な暴行がなくとも、面識等の間で

Q： 岩井重樹君と駒木が緊らうと指摘されるところについて、男性被害者の増加が詮薬でされてくるが、本県の状況はどうか、聞かう。

監視係による公表している駅社報記者からのロゴ相談件数は、平成25年から5年間で4倍に急増している。

A・監察本部長

平成30年中の署警察における配属者等からの暴力事件等の相談等受理事件数は434件であり、平成25年の416件以降、ほぼ横ばい状態で推移している。これはそのうち、男性が被害者となる事例の相談等受理事件数は約21・4%であり、平成25年の30件は、約7・2%と比

Q: 今回の児童虐待防止関連法の改正により、児童相談所における介入機能と支援機能の分離が明文化されたところであり、法の趣旨に沿つた体制が望ましいと考えるが、本県ではどのように取り組むのか、伺う。

この国の報告書にもよる、一時保護等の介入機能と措置決定後の保護者等への支援機能を同一機関が行うこととして、親の意向に反する一時保護を行つた結果、信頼関係が無けず、その後の支援が進まらないといった問題が指摘されている。これは、これまでの指揮権を受けて、今般の民衆幸福法等が施行され正は、一時保護等の実施に従事する機関のうちの一部改訂の旨を

卷之三

介人業務と支援業務の機能分化にあたっては、その役割分担や人員配置の在り方、業務の引き継ぎ方、タイミングなど課題もあることから、現状において、適切な業務の在り方等についての指針を示していくだけれども、既に機能分離している他県の状況等も研究し、法改正に適切に対応できるよう準備していくべきだ。

Q. 岐阜県心理治療施設について、本県でも設置すべきであり、今年度末までに策定される社会的養育推進計画に盛り込むべきと考えるが、所見を聽う。

児童心理治療施設：いじめ、虐待、弁運障害等、様々な原因により、心理的・精神的问题を抱え、日常生活の多面にわたり支障をきたしてゐるやうな者に、通所やしくは入所にて治療・支援を行つて施設、医師や看護師等、様々な専門職の配置基準が設けられてゐる。全国は各都道府県に設置1か所の設置を求めており、現在36都道府県で合計51か所に設置されてゐるが、本県には設置されていない。県内本州の日本海側では4か所と特に少ない。

Q. 社会の変化や男性のロボ被害者の増加、また子どもの利益を最優先にする観点に立つと、女性相談センターと配偶者暴力相談支援センターの機能は必ずしも一致しなくなつてきている。例えは、女性相談センターと配偶者暴力相談支援センターを分離し、若朽化が進む児童相談所の運営と合わせて機能統合するなど、被害者が性別を問わず、利用しやすいく体制を整えるべきと考えるが、所見を聞う。



本県では、女性相談センター内に配偶者暴力相談支援センターが設置されており、女性相談センターは女性しか出入りできないため、男性ロロン被相者は県の配偶者暴力相談支援センターを利用すればよいわけである。

またロロン被相者が子供を連れて一時避難をする際、中学生以上の中男児はヒハター内に出入りできなくなるから、母親は女性相談センター、子供は児童相談所と同様に保護されている。加えて、現県立相談所は、高田・高岡市に老朽化が進んでおり、職員の増加から手狭になつてゐるが、一時保護ベースは男児、女児のペースが区別されてしまう問題がある。

A. 知事

児童虐待とDVの複合事件のような場合は、子ども同伴のDVが被害者の一時保護への対応は、子どもと一緒に一時保護されが望ましい場合であっても、子どもの性別や年齢により一緒に一時保護することが困難な場合がある。今後どのように対応することが、より適切か他県の事例等も調査し、よく検討していきたい。

また、児童虐待とDVが重複した痛ましい事件も全国的には発生していることから、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連

児童相談所と配属署暴力相談支援センター両機関の機能統合・併設の委員のご提案については、是童相談所の老朽化、職員の増員により建物が手狭になつているなどの課題もあることから、今後8月頃に開催する児童虐待に関する検討委員会において、児童相談所の体制強化や両機関との連携についても検討したい。

八四

児童心理治療施設の設置にあたっては、とりわけ全国的に不足している虐待や家族問題に理解のわざと深い児童精神科医の確保が必要であること、児童養護施設改善との連携や収容割合配分についての数理が近県であることなどとの課題があることに考えており、がこの状況も踏まえる必要があると考えておる。こうした課題も踏まえ、8月頃に開催する児童虐待に関する検討委員会において、社会的養育推進計画案についても意見を伺い、その中で心理的・精神的な問題を抱えた日常生活の多岐にわたる支障をきたす子どもへの支援のあり方にについても、検討していただきたい。



Q. 児童精神科医は全国的に不足しており、確保策ではなく、医師に対する研修等、児童精神科医の育成施策が重要である医と考えるが、具ては今後どのように児童精神科医の育成に取り組んでいくのか、所見を問う。

• 1-0238

県内の児童精神科医からは、2~3年に1人程度の育成確保が必要と指摘されている。

A. 厚生部長

子どもたちの精神疾患、発達障がい、虐待など子どもの心の諸問題は増加しており、こうした診療を担う児童精神科医などの確保・養成が重要である。

平成30年に始まつた新専門医制度として、精神科医又は小児科医よりも細分化された専門分野の医師である「子どものこころ専門医」が創設され、令和3年度から本格的に開始されると伺っている。

県としては、引き続き児童精神科医の養成を国に要望することも、子供のこころ専門医に関する情報の発信など、児童精神科医の育成・確保に努めたい。

さらに、発達障がい見への対応として、国立精神・神経医療研究センターと、県における発達障がいに関する研修を受講する県内医師の支援向上へ研修を行なうなど、引き続き、地域における支援体制の整備にも努めていきたい。

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年11月28日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	1342	事業概要	新聞購読	
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	北日本新聞 9月分 富山新聞 9月分			
上記事業に要じた経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	北日本新聞	3,380	9月分	3,380 円
	富山新聞	3,072	9月分	3,072 円
	(合計)*	6,452		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和元年11月28日  
 決裁 令和元年12月11日  
 処理 令和元年12月11日

2019年9月分 領 収 証 発証No.00000905-201909-1

奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,380

合計金額
¥3,380
(消費税込み)

お読みいただきは、旨承り申させておりまことに、併せてお名前を記入してお送りください。

ご購読ありがとうございます。  
クレジットカード決済可能です。

毎度ご購読有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

2019年9月26日領収

北日本新聞



## 領收証

19年 09月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額

3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588  
TEL 076-493-1160  
FAX 076-493-1140



各種口座からの引落としや、コンビニ払い、  
クレジットカード決済も承ります。

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年1月28日

報告者\* 奥野詠子

整理番号	1521	事業概要	新聞購読			
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	北日本新聞 富山新聞	10月分 10月分				
記 事 業 に 要 し た 経 費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	北日本新聞	3,380	10月分	3,380	円	10/31
	富山新聞	3,072	10月分	3,072	円	
	(合計)*	6,452				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

受取 令和元年1月28日  
 決裁 令和元年12月11日  
 処理 令和元年12月11日

2019年10月分 領 収 証 発証No.00000905-201910-1  
**奥野 詠子 様**

銘柄	部数	金額	合計金額
北日本新聞朝刊	1	3,380	¥3,380 (消費税込み)

毎度ご購読誠にありがとうございます。  
 ご購読ありがとうございます。  
 クレジットカード決済可能です。

毎度ご購読誠にありがとうございます。

上記金額正に領収致しました。

2019年10月28日 領收

**北日本新聞**

076-425-4061



**領收証** 19年 10月分 年月日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,072

上記金額正に領収致しました。

8%税率対象合計 3,072

10%税率対象合計 0



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588  
 TEL 076-493-1160  
 FAX 076-493-1140

集金担当



※は軽減税率対象品目  
 金額は税込金額

各種口座からの引落としや、コンビニ払い、  
 クレジットカード決済も承ります。

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年11月20日

報告者\* 奥野詠子

整理番号	1542	事業概要	人件費	
用途項目	10_人件費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	10月分			
上記事項を要する経費	経費の内容*	金額(円)	備考	
	人件費 /	75,000	150,000円の 1/2	10月分
	《合計》*	75,000		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和元年11月20日  
 決裁 令和元年12月11日  
 処理 令和元年12月11日

勤務実績表

令和1年10月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	火	9:00 ~ 16:00	6	16	水	9:00 ~ 16:00	6
2	水	9:00 ~ 16:00	6	17	木	9:00 ~ 16:00	6
3	木	9:00 ~ 16:00	6	18	金	9:00 ~ 16:00	6
4	金	9:00 ~ 16:00	6	19	土		
5	土			20	日		
6	日			21	月	9:00 ~ 16:00	6
7	月	9:00 ~ 16:00	6	22	火		
8	火	9:00 ~ 16:00	6	23	水	9:00 ~ 16:00	6
9	水	9:00 ~ 16:00	6	24	木	9:00 ~ 16:00	6
10	木	9:00 ~ 16:00	6	25	金	9:00 ~ 16:00	6
11	金	9:00 ~ 16:00	6	26	土		
12	土			27	日		
13	日			28	月	9:00 ~ 16:00	6
14	月			29	火	9:00 ~ 16:00	6
15	火	9:00 ~ 16:00	6	30	水	9:00 ~ 16:00	6
				31	木	9:00 ~ 16:00	6
小計		60		小計		66	
				合計		126	

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員

奥野詠子 政務活動費50%

75,000円

奥野詠子 その他費用50%

75,000円

# 2019年度 賃金合帳

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年11月20日

報告者\* 奥野詠子

整理番号	1543	事業概要	県政報告	
用途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 10_人件費
内容	県政報告 vol. 26		7,000 部	275,400 円
上記に要じた経費	経費の内容	金額(円)	備考	
	印刷費	256,122	県政報告 vol. 26	7,000 部
				275,400 円
			275,400 × 0.93 = 256,122 円	
	合計*	256,122		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和元年11月20日  
 決裁 令和元年12月11日  
 処理 令和元年12月11日

領 収 証

奥野 順子 様

元年11月20日

¥ 275,400

上記の金額正に領収いたしました  
但し 基政報告 Vol.26 2,000部

有限会社 平野 総合三印刷社

〒939-8208 富山市布瀬町南2丁目3-9

TEL 076(426)8402

代表取締役

平野山城(印)

Q. 社会的養育推進計画は、社会的養育を推進するための体制構築策を言め、社会的養育の将来像を示すものにない」と考えるが、県としてどうのようないくつか、所見を聞う。

計画の策定にあたっては、社会的養育の対象となる当事者の参画が求められて

平成28年の児童福祉法改正では、子どもとの家庭養育を優先することが原則として明記されたため、県としては、新たな社会的環境である里親等への委託の推進や、家庭的な環境で子どもに寄り添つた質の高い養育を進めめるための児童養護施設等の小規模化・多機能化・機能転換、これらを支える児童相談所等の体制及び専門性の強化、などに接続していく上で、これまでの検討目標を掲げて推進したいと考えている。

8月頃に開催する検討委員会において、それぞれの問題や対応案などについて有識者から意見を伺うとともに、当事者である調査社会的養育経験者を対象としたアンケートを実施し検討しておき、本県の実情に沿った社会的養育のあり方にについて検討を進め、今年度末を目途に計画を策定したい。



※正式な議事録ではございません

4月の統一地方選(県議選)を受けて、令和元年度の6月定例会から、大きく変わったことが2つあります。  
ひとつは会派の構成で、本会議における代表質問の権利、つまりは4人以上の会派に対して与えられていますが、この代表質問権のある会派が自民党・民進などのみとなりました。これまででは自民党政のほか、社民党が代表質問の要件を満たす会派でしたが、改選を受けての会派の人数は、自民党32人、社民党3人、共産党中央会派2人、公明党1人、至誠1人、自民党公認候補のひとり会派1人、無所属の会1人となっています。  
ちなみに金議長の8割創を自民党会派が占める都道府県議会は他ではなく、自民党组織率が全国1位の議会となりました。  
もうひとつは質問時間の配分。県議会では、本会議および予算特別委員会は、会派の人数によって質問時間を振り分けています。  
今回の改選を受けて、自民党が議席を伸ばす結果となつたため、質問時間の配分を見直したところ、本会議の時間枠も含めて変更となりました。県議会はこの本会議は、質問者の発言時間が20分と定められており、そこに答弁が加わると、ひとり当たり1時間の持続時間。1回あたり5人が質間に立つ形でした。しかし、今回の6月定例会から、1回あたり6人が質間に立つ形となつたため、質問時間は6人へと増員されました。本会議の日数に於ける質問時間はありませんので、本会議での質問そのものが拡大された形になります。(余りのため付け加えると、自民党が圧倒的多数の富山県議会では、ひとり当たりの質問時間は少教友会派が優遇されるよう配慮してあります。)  
定例会毎の本会議が拡大し、様々な角度から議論する時間枠が増えたこと自体は歓迎しますが、議場の椅子に座りきりつけられないの時間が長くなつたのは、腰痛の原因となります。まことに「心身ともに」です。

9月議会では、9月26日(木)10:00～予算特別委員会にて質問いたします。ケーブルテレビインターネットで聴取いただけます。

ホームページ <http://www.okunoelko.jp/> ゼひご覧ください。  
Facebook お送りエースの際にメッセージと一緒に送って貰うようお願いします。  
Twitter 本人アカウント 奥野絵子(@Eiko\_Okuno) 後援会アカウント 奥野絵子

富山県議会自民党控室  
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421  
〒939-8073 富山市大町2-8-2  
TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536  
E-mail:okuno\_eikou@line.naver.jp

卷之三

富山県議会自民党控室  
〒930-8501 富山市新総曲輪  
TEL 076(431)5244 FAX 076(431)5244

E-mail:okuno.eiko@lime.plala.or.jp



発行：自由民主党  
富山県議会議員会  
令和元年8月発行

大暑の候、皆様におかれましては、本々清祥のことをお慶び申し上げます。先の参議院議員選舉でも自民党に対しまして、「理解」と「支援」を賜り、厚く御礼申し上げます。今年は4月に統一地方選舉が執行されたばかりであり、統一地方選と参院選が同じ年に執行される12年に一度の年となりました。この亥年選舉と呼ばれる年の参院選は、これまで自民党にとって逆風となることが多いと言われていましたが、富山選舉区においては現職の堂森茂徳補が全国4位の得票率で選舉を果たすことができました。

さて先般、私も二期目の任期がスタートし、最初の定例会が開催されました。私は予算特別委員会にて質問に立つ一方、副委員長の大役も務めさせていただきました。予算特別委員会の委員長、副委員長は定例会毎に交代しますが、今後2年間務める経常企画常任委員会の委員長職とともに、進行役の緊張感を痛感した定期会となりました。

予算特別委員会や常任委員会は「本会議と異なり一問一答の質疑となるため、議論の行方に注意し、采配する必要があります。今後とも議論がより深まるべく、より多くの方へこうしたこころをもってください。

今夏も暑い日が続きますが、皆様、体調など崩しませんよう十分お自愛ください。

富山県議会議員  
安野珠子

令和元年6月25日 予算特別委員会(一部抜粋)

児童虐待による口々被害に対する救援について

Q: ⑩全国の児童相談所における相談件数は年々増加し、この本県の虐待相談件数の推移と傾向について、問うるが、この10年で3倍以上に上る。また、心理的虐待件数が同様に増加傾向にある。

A. 學生語彙

29 児童虐待相談対応件数について、平成20年度は29件、平成21年度は28件、平成22年度は29件と、年々増加傾向にある。児童虐待相談では、精神的虐待が増加しておらず、面接でDVを含む心理的虐待に関する相談が増加している。児童虐待相談への対応として、施設入所等が必要となるような比較的重い状況にあるが、平成20年度は29件、平成21年度は26件とほぼ横ばいが経度の条件は増えており、「児童虐待約定」や「助言指導」といった比較的背景にあると考えている。児童虐待通告における県民の意識高まり

海賊図>：田の邊に口>が行われ、それを田端等といいます。やむにけんある画鋲的な點にねがくじか、西端等の間でされる口>をやむにけんが自錆した場合は、画鋲図>となり、これを引掛ねりひたる。

Q. 肥脛症特有の関節が左右とも指摘されるところについて、男性患者者の増加が指摘されているが、本県の状況はどうか、調査う。

成25年からの

A. 警察本部長  
平成30年中の県警察における配属者等からの暴力事業等の相談等受理事件数は434件であり、平成25年の416件以降、ほぼ横ばい状態で推移している。これは434件中、男性が被害者となる事業の相談等受理事件数は99件で金体の約21.4%であり、約3倍に増加して30件、約7.2%と比

Q. 社会の変化や男性のロング記者の増加、また子どもの利益を最優先にする趣旨に立つて、女性相談センターと配偶者暴力相談支援センターの機能は必ずしも一致しなくなつてきている。例えば、女性相談センターと配偶者暴力相談支援センターを分離し、老朽化が進む児童相談所の建替えなど合わせて機能統合するなど、格差者が性別を問わず、利用しやすい体制を整えるべきと考えるが、所見を聞こう。

本県では、女性相談センター内に配偶者暴力相談支援センターが設置されており、女性相談センターは女性しか出入りできないため、男性ロボ報害者は県の配偶者暴力相談支援センターを利用しないといけない。

またロボ報害者はやむを得て一時避難をする際、中学生以上の男児はセンター内に出入りできならないから、母親は女性相談センター、夫婦は児童相談所と同時に保護されている。加えて、現児童相談所は、富山・高岡を中心に整備化が進んでおり、職員の増加から手狭になってしまった、「一時保護スペースは男児、女児のスペースが区別されてしまう問題がある。

A. 初集

児童虐待とDVの複合事件のような場合は、子ども同伴のDV被害者の一時保護への対応は、子どもとも一緒に一時保護されることを望ましい場合であっても、子どもの性別や年齢により一緒に一時保護することが困難な場合がある。今後どのように対応することが、より適切か他県の事例等も調査し、よく検討していくべきだ。

また、児童虐待とDVが重複した痛ましい事件も全国的には発生していることから、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携の一層の強化を図る必要がある。

A. 知識

児童心理治療施設の設置にあたっては、とりわけ全国的に不足している虐待や家族問題に理解の深き児童精神科医の確保が必要であること、見児童養護施設やとの連携や役割分担についての整備が必要であることなど多くの課題があることを考えており、近県の状況も踏まえる必要があると考えておる。こうした課題も踏まえ、8月頃に開催する児童虐待に関する検討委員会において、社会的養育推進計画案についても意見を伺い、その中で心理的・精神的な問題を抱え日常生活の多岐にわたり、支援をきたす子どもへの支援のあり方にについても、検討していただきたい。

○児童精神科医は全国的に不足しており、連係医ではなく、医師に対してこの研修等、児童精神科医の育成施策が重要であると答えるが、県では今後どのように児童精神科医の育成に取り組んでいくのか、所見を問う。

黙区の只齧精神医からは、への世に一人種族の精神保健が廻り廻わん。

卷之三

子どもの精神疾患、発達障害がい、虐待など子どもの心の諸問題は増加しており、こうした診療を担う児童精神科医などの確保・養成が重要である。平成30年に始まつた新専門医制度として、精神科医のうち、より細分化された専門分野の医師である「子どものこころ専門医」が創設され、令和3年度から本格的に開始されると伺っている。県としては、引き続き児童精神科医の養成を国に要望するとともに、「子どものこころ専門医」に関する情報の発信など、児童精神科医の育成・確保に努めたい。

さらに、発達障害がい児への対応として、国立精神・神経医療研究センターにおける発達障害についての研修を受講する県内医師の支援や、県医師会と連携し、かけつけの小児科医等に対する対応力向上研修を行うなど、引き続き、地域における支援体制の整備にも努めていきたい。

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年11月28日

報告者\* 奥野詠子

整理番号	1544	事業概要*	事務所賃料
用途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内 容	事務所・駐車場 賃料 11月分 (10/23)	事務所費 議員事務所 詠桜会（後援会） 駐車場 議員事務所 詠桜会（後援会）	51,500 円/月の内 25,750 円/月 25,750 円/月 7,000 円/月の内 3,500 円/月 3,500 円/月
記載事業を要した旨	賃借料	金額(円)*	備考
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 11月分
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 11月分
	（合計）	29,250	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

收受 令和元年11月28日  
 決裁 令和元年12月11日  
 処理 令和元年12月11日



## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年//月28日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	1525	事業概要*	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 · 02_研修費 · 03_広聴広報費 · 04_要請陳情等活動費 · 05_会議費 06_資料作成費 · 07_資料購入費 · 08_事務所費 · 09_事務費 · 10_人件費	
内容	事務所・駐車場 賃料	12月分	(11/19)
	事務所費	51,500	円/月の内
	議員事務所	25,750	円/月
	詠桜会(後援会)	25,750	円/月
	駐車場	7,000	円/月の内
	議員事務所	3,500	円/月
	詠桜会(後援会)	3,500	円/月
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 12月分
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 12月分
	《合計》	29,250	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 令和元年//月28日  
 決裁 令和元年12月11日  
 処理 令和元年12月11日

**北陸銀行 キャッシュカードサービス**  
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0054013	01-11-19	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			159
送 受 付 料	支 付 金	現 金 支 渡	
万円	五千円	二千円	千円
	500円	100円	50円
	10円	5円	1円
時刻	ご利用手数料 (消費税込を含む)	お取引金額	
16:05	¥440円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		
円	000086	円	
手数料のうち振込手数料 ¥440			
000086			
(54,500円)			
商公 2.580 円			
電話番号 076-492-2828			

裏面もあわせてご覧ください。

FR001502 1/31/2 10:23:500 CK

**北陸銀行 キャッシュカードサービス**  
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0054017	01-11-19	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			159
送 受 付 料	支 付 金	現 金 支 渡	
万円	五千円	二千円	千円
	500円	100円	50円
	10円	5円	1円
時刻	ご利用手数料 (消費税込を含む)	お取引金額	
16:05	¥440円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
円	000088	円	
手数料のうち振込手数料 ¥440			
000088			
(7,000円)			
商公 2.580 円			
電話番号 076-492-2828			

FR001502 1/31/2 10:23:500 CK

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年11月28日

報告者\* 奥野詠子

整理番号	1845	事業概要	電気代			
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	10月分 議員事務所 詠桜会（後援会）	4,034 円の内 2,017 円/月 2,017 円/月				
記事欄に要じて記載	事務所費 電気代	金額(円)*	備考			
	事務所費 電気代	2,017	4,034 円の1/2 10月分			
	(合計)	2,017				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 令和元年11月28日  
 決裁 令和元年12月11日  
 処理 令和元年12月11日

電気料金振込依頼書兼領収書

北陸電力株式会社

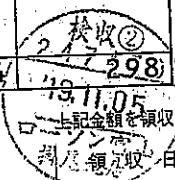
受取人	北陸電力株式会社					
年 月分	金額				4 0 3 4	円
19 10					4 0 3 4	円
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子			機 消費税等相当額(再掲) 円	298	
お支払期日				精算額(再掲) 円		
11月 20日						

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客様番号 [REDACTED] 計算区 17

契 約	金 領 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	4034	298
合 計	4034	298



上記金額を領収いたしました。

ロードイン 富山市 領收印

5万円(消費税等相当額  
を除く)以上印紙貼付  
(お客様控)2485

北陸電力株式会社

お客様サービスセンター

TEL 0120-776453

○ 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

○ 本票により集金人が集金することはありません。

○ 裏面もご覧ください。

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年11月28日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	1547	事業概要	上下水道料 ✓	
使金項目	08_事務所費	01_調査研究費 · 02_研修費 · 03_広聴広報費 · 04_要請陳情等活動費 · 05_会議費 06_資料作成費 · 07_資料購入費 · 08_事務所費 · 09_事務費 · 10_人件費		
内容	10月請求分 ✓ 議員事務所 2,160 円の内 詠桜会（後援会） 1,080 円 詠桜会（後援会） 1,080 円			
記 事 項 目 の 経 費	経費の内容	金額(円) *	備考	
	事務所 上下水道代	1,080	2,160 円の1/2 10月請求分 ✓	
	合計	1,080	✓	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和元年11月28日  
 決裁 令和元年12月11日  
 処理 令和元年12月11日

平成 31 年度 富山市水道料金等  
納入通知書 兼 領収書

お客様番号 [REDACTED]

使用者 奥野 詠子 様

納入者 奥野 詠子 様

発行日 令和 元年 11月 1日

納期限 令和 元年 11月 15日

給水装置場所  
富山市大町(大町2区)  
282

使用期間 令和 1. 8.10～令和 1. 10. 5

口径 20 mm 用途 家事用

上水道 使用水量	0 m <sup>3</sup>
----------	------------------

下水道 使用水量	0 m <sup>3</sup>
----------	------------------

し尿くみ取り日・量	月 日 ℥
-----------	-------

し尿くみ取り日・量	月 日 ℥
-----------	-------

し尿くみ取り日・量	月 日 ℥
-----------	-------

令和元年10月請求分

水道料金	864 円
------	-------

内消費税	( 64 円)
------	---------

下水道使用料	1,296 円
--------	---------

内消費税	( 96 円)
------	---------

し尿くみ取り手数料	0 円
-----------	-----

内消費税	( 0 円)
------	--------

合計金額	2,160 円
------	---------

内消費税	( 160 円)
------	----------

お問合せ窓口は裏面に記載しております。

\* 領収日付印の押印によって効力が生じます。

富山市上下水道事業管理者取扱代行会社  
出納・収納取扱金融機関  
及びコンビニでは収入印紙不要

口座番号 00720-5-960609 収納代行会社  
加入者名 富山市上下水道事業管理者取扱代行会社 (お客様さま控)

2種類の印字  
19.11.05  
ローソン富山  
大町丸店

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和元年11月28日

報告者\* 奥野詠子

整理番号	1548	事業概要	電話代			
用途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	固定電話	10月請求分	8,657 円の内			
	議員事務所		4,328 円/月			
	詠桜会（後援会）		4,329 円/月			
経費の内容*	金額(円)	備考				
事務所費 電話代	4,328	8,657 円の1/2 10月請求分	11/5			
合計	4,328					

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

收受 令和元年11月28日  
 決裁 令和元年12月11日  
 処理 令和元年12月11日

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
奥野 詠子 様

お客様番号

2019年10月ご請求分

金額(円)

¥8,657-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550



収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和2年3月6日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	2775	事業概要*	新聞購読	
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	北日本新聞 11月分 富山新聞 11月分			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	北日本新聞	3,380	11月分	3,380 円
	富山新聞	3,072	11月分	3,072 円
	《合計》*	6,452		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和2年3月6日  
 決裁 令和2年4月15日  
 処理 令和2年4月15日

2019年11月分 領 収 証 発行No.00000905-201911-1  
奥野 詠子 様

品名	柄	部数	金額	合計金額
北日本新聞朝刊		1	3,380	¥3,380 (消費税込み)

ご購読ありがとうございます。  
クレジットカード決済可能です。

本店ご購読有難うございます

076-425-4061

お支金領証は郵便局よりお送りします  
2019年11月28日領取

北日本新聞



領収証 19年 11月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,072

上記金額正に領収致しました。

8%税率対象合計 3,072

10%税率対象合計 0

富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



※は軽減税率対象品目  
金額は税込金額

各種口座からの引落としや、コンビニ払い、  
クレジットカード決済も承ります。

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和2年4月30日

報告者\* 奥野詠子

整理番号	2770	事業概要*	電話代	
使途項目*	09_事務費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	固定電話 11月請求分 8,659 円の内 議員事務所 4,329 円/月 詠桜会（後援会） 4,330 円/月			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	事務所費 電話代	4,329	8,659 円の1/2 11月請求分 1/2	
《合計》*		4,329		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
奥野 詠子 様

お客様番号  
[REDACTED]

2019年11月ご請求分

金額(円)  
¥8,659-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問い合わせ先(無料)  
0800-3335550

領收印附印

19.11.25

収受 令和2年3月30日  
決裁 令和2年4月15日  
処理 令和2年4月15日

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

報告者\* 奥野詠子

整理番号	2778	事業概要*	人件費	
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	11月分			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	11月分 1/20
	《合計》*	75,000		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和2年3月30日  
 決裁 令和2年4月15日  
 処理 令和2年4月15日

勤務実績表

令和1年11月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	金	9:00 ~ 16:00	6	16	土		
2	土			17	日		
3	日			18	月	9:00 ~ 16:00	6
4	月			19	火	9:00 ~ 16:00	6
5	火	9:00 ~ 16:00	6	20	水	9:00 ~ 16:00	6
6	水	9:00 ~ 16:00	6	21	木	9:00 ~ 16:00	6
7	木	9:00 ~ 16:00	6	22	金	9:00 ~ 16:00	6
8	金	9:00 ~ 16:00	6	23	土		
9	土			24	日		
10	日			25	月	9:00 ~ 16:00	6
11	月	9:00 ~ 16:00	6	26	火	9:00 ~ 16:00	6
12	火	9:00 ~ 16:00	6	27	水	9:00 ~ 16:00	6
13	水	9:00 ~ 16:00	6	28	木	9:00 ~ 16:00	6
14	木	9:00 ~ 16:00	6	29	金	9:00 ~ 16:00	6
15	金	9:00 ~ 16:00	6	30	土		
小計			60	小計			60
				合計			120

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員 奥野詠子 政務活動費50% 75,000円

奥野詠子 その他費用50% 75,000円

2019年度 帳合金賃

生年月日	履入年月日	所 屬	姓 名	性 別
[REDACTED]	2017.2.1	奥野詠子	[REDACTED]	[REDACTED]

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和2年4月3日

報告者\* 奥野詠子

整理番号	2779	事業概要*	事務所賃料	
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費
内容	事務所・駐車場 賃料 1月分 (12/20)	52,500 円/月の内		
	議員事務所	26,250 円/月		
	詠桜会（後援会）	26,250 円/月		
	駐車場	7,000 円/月の内		
	議員事務所	3,500 円/月		
	詠桜会（後援会）	3,500 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)	備考	
	賃借料	26,250	事務所賃料:26,250円/月	1月分 52,500円×0.5
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月	1月分 7,000円×0.5
	(合計)*	29,750		

## 北陸銀行 キャッシュカードサービスご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	1369924		01-12-20
銀行番号 預金店番号		科目・口座番号	取扱店番号
0144 [REDACTED]		[REDACTED]	101
送付 送付 税金 手数料	万円 五千円 二千円 千円	500円 100円 50円 10円	5円 1円
時刻 ご利用手数料 (消費税を含む)	お取引金額		
12:00 ￥440円	￥55,000円		
おつり	お取引後の残高		
円	円		
手数料のうち振込手数料	￥440		
	000139		
（佐藤 南富山高盛会 オクノ エイコ 様）	52,500円 2,500円		
電話番号 076-492-2828			
裏面もあわせてご覧ください。			

## 北陸銀行 キャッシュカードサービスご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	1369928		01-12-20
銀行番号 預金店番号		科目・口座番号	取扱店番号
0144 [REDACTED]		[REDACTED]	101
送付 送付 税金 手数料	万円 五千円 二千円 千円	500円 100円 50円 10円	5円 1円
時刻 ご利用手数料 (消費税を含む)	お取引金額		
12:01 ￥440円	￥7,000円		
おつり	お取引後の残高		
円	円		
手数料のうち振込手数料	￥440		
	000140		
（佐藤 南富山高盛会 オクノ エイコ 様）			
電話番号 076-492-2828			
裏面もあわせてご覧ください。			

受取 令和2年3月30日  
 決裁 令和2年4月15日  
 処理 令和2年4月15日

2019/12/1

奥野詠子様

TEL [REDACTED]

賃貸料変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたびの消費税のアップに伴い、賃貸料を下記の通り変更させていただきたくお知らせ致します。

何卒事情をお汲み取りのうえ、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

2020年1月以降 55,000円/月

(12月のお振込より上記金額にてお願い致します)

内訳

・ 位 料 52,500円  
・ 南砺山商盛会場用  
2,500円

報告者\* 奥野詠子

整理番号	2720	事業概要	電気代			
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	11月分 議員事務所 詠桜会（後援会）	3,884 円の内 1,942 円/月 1,942 円/月				
上記事業に要した経費	事務所費 電気代	金額(円)*	備考			
	1,942	3,884 円の1/2 11月分				
	《合計》*	1,942				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

## 電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
年月日	金額	円	
19 11	3 8 8 4		
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	様	消費税等相当額(再掲) 円
お支払期日			353
12月20日			
この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。			

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客様番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	3884	353
合計	3884	353

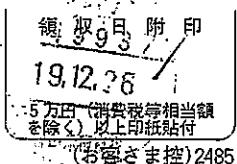
北陸電力株式会社

お客様サービスセンター

TEL 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはできません。
- 裏面もご覧ください。

上記金額を領収いたしました。



收受 令和2年3月30日  
 決裁 令和2年4月15日  
 処理 令和2年4月15日

# 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和<sup>2</sup>年<sup>1</sup>月<sup>3</sup>日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	2781	事業概要*	電話代
使途項目*	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・10_会議費 ・10_人件費
内容		12月分 議員事務所 詠桜会（後援会）	8,641 円の内 4,320 円/月 4,321 円/月
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	事務所費 電話代	4,320 ✓	8,641 円の1/2 12月分 1/26
	《合計》*	4,320 ✓	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証	
西日本ご利用分	
ご請求先氏名 奥野 詠子様	
お客様番号 [REDACTED]	
2019年12月ご請求分	
金額(円) ¥8,641-	
受取人 NTTファイナンス株式会社	
お問合せ先 (無料) 0800-3335550	
領收日附印 	
取入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	

收受 令和 2年3月30日  
決裁 令和 2年4月15日  
処理 令和 2年4月15日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	27023	事業概要*	人件費	
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 · 02_研修費 · 03_広聴広報費 · 04_要請陳情等活動費 · 05_会議費 06_資料作成費 · 07_資料購入費 · 08_事務所費 · 09_事務費 · 10_人件費		
内容	12月分			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	12月分
				12/30
	《合 計》*	75,000		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和 2 年 3 月 30 日  
 決裁 令和 2 年 4 月 15 日  
 処理 令和 2 年 4 月 15 日

勤務実績表

令和1年12月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間	
1	日			16	月	9:00 ~ 16:00	6	
2	月	9:00 ~ 16:00	6	17	火	9:00 ~ 16:00	6	
3	火	9:00 ~ 16:00	6	18	水	9:00 ~ 16:00	6	
4	水	9:00 ~ 16:00	6	19	木	9:00 ~ 16:00	6	
5	木	9:00 ~ 16:00	6	20	金	9:00 ~ 16:00	6	
6	金	9:00 ~ 16:00	6	21	土			
7	土			22	日			
8	日			23	月	9:00 ~ 16:00	6	
9	月	9:00 ~ 16:00	6	24	火	9:00 ~ 16:00	6	
10	火	9:00 ~ 16:00	6	25	水	9:00 ~ 16:00	6	
11	水	9:00 ~ 16:00	6	26	木	9:00 ~ 16:00	6	
12	木	9:00 ~ 16:00	6	27	金	9:00 ~ 16:00	6	
13	金	9:00 ~ 16:00	6	28	土			
14	土			29	日			
15	日			30	月			
小計		60	小計		60			
				合計		120		

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員

奥野詠子 政務活動費50%

75,000円

奥野詠子 その他費用50%

75,000円

# 2019年度 帳合金賃帳

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和2年3月6日

報告者\* 奥野詠子

整理番号	2183	事業概要* 事務所賃料	
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費	
内容	事務所・駐車場 賃料 2月分 (1/20)	52,500 円/月の内 議員事務所 26,250 円/月 詠桜会(後援会) 26,250 円/月	
	駐車場 7,000 円/月の内 議員事務所 3,500 円/月 詠桜会(後援会) 3,500 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容* 金額(円)*	備考	
	賃借料 26,250	事務所賃料:26,250円/月 2月分 $52,500 \times 0.5$ )	
	賃借料 3,500	駐車場賃料:3,500円/月 2月分 $7,000 \times 0.5$ )	
	《合計》*	29,750	

## 北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	1368867	02-01-20	
銀行番号 預金店番号	科 目・口座番号	取扱店番号	
0144 [REDACTED] 101			
現 金 取 放			
方 円 五 千 円 二 千 円 一 千 円 500円 100円 50円 10円 5円 1円			
時 刻 ご 利 用 手 数 料 (消費税等を含む)	お 取 引 金 額		
16:59 ¥440円	¥55,000円		
お つり	お 取 引 後 の 残 高		
円	円		

A 銀行記入欄  
M 振込人の姓  
T 振込人の姓  
R 振込人の姓  
I 振込人の姓  
C 振込人の姓  
D 振込人の姓  
E 振込人の姓  
F 振込人の姓  
G 振込人の姓  
H 振込人の姓  
I 振込人の姓  
J 振込人の姓  
K 振込人の姓  
L 振込人の姓  
M 振込人の姓  
N 振込人の姓  
O 振込人の姓  
P 振込人の姓  
Q 振込人の姓  
R 振込人の姓  
S 振込人の姓  
T 振込人の姓  
U 振込人の姓  
V 振込人の姓  
W 振込人の姓  
X 振込人の姓  
Y 振込人の姓  
Z 振込人の姓

手数料のうち振込手数料 ¥440  
000284

裏面もあわせてご覧ください。

電話番号 076-492-2828  
裏面もあわせてご覧ください。

おクノエイコ様

## 北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	1368871	02-01-20	
銀行番号 預金店番号	科 目・口座番号	取扱店番号	
0144 [REDACTED] 101			
現 金 取 放			
方 円 五 千 円 二 千 円 一 千 円 500円 100円 50円 10円 5円 1円			
時 刻 ご 利 用 手 数 料 (消費税等を含む)	お 取 引 金 額		
16:59 ¥440円	¥7,000円		
お つり	お 取 引 後 の 残 高		
円	円		

手数料のうち振込手数料 ¥440  
000285

裏面もあわせてご覧ください。

電話番号 076-492-2828  
裏面もあわせてご覧ください。

おクノエイコ様

別紙に整理すること。)

受取 令和2年3月6日  
決裁 令和2年4月15日  
処理 令和2年4月15日

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和2年3月6日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	2784	事業概要*	電気代			
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容		12月分 議員事務所 詠桜会（後援会）	5,704 円の内 2,852 円/月 2,852 円/月			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	事務所費 電気代	2,852	5,704 円の1/2 12月分			
	《合 計》*	2,852				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

## 電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社				
年 月 日	金額	5	7	0	4
19 12					

振込人  
(ご契約名) 奥野 詠子 摺 消費税等相当額(再掲) 円  
518

お支払期日:  
1月20日 稽 算 額(再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客様番号 計算区 17

契 約	金 額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	5704	518
合 計	5704	518

北陸電力株式会社

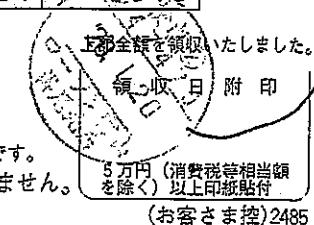
お客様サービスセンター

TEL 0120-776453

○収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

○本票により集金人が集金することはできません。

○裏面もご覧ください。



収受 令和2年3月6日

決裁 令和2年4月15日

処理 令和2年4月15日

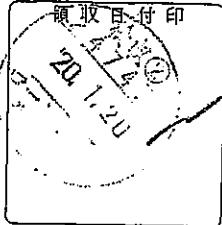
20.1.20

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和 2 年 3 月 6 日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	2785	事業概要*	上下水道料																	
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費																		
内容	12月請求分 議員事務所 2,200 円の内 詠桜会（後援会） 1,100 円 詠桜会（後援会） 1,100 円																			
上記事業に要した	経費の内容*	金額(円)*	備考																	
	事務所 上下水道代	1,100	2,200 円の1/2 12月請求分 1/2																	
平成 31 年度 富山市水道料金等 納入通知書 兼 領収書 お客様番号 [REDACTED] 使用者 奥野 詠子 様 納入者 奥野 詠子 様 発行日 令和 2 年 1 月 6 日 納期限 令和 2 年 1 月 15 日 給水装置場所 富山市大町（大町 2 区） 282																				
使用期間 令和 1.10.6～令和 1.12.2 口径 20 mm 用途 家事用 <table border="1"> <tr><td>上水道使用水量</td><td>0 m³</td></tr> <tr><td>下水道使用水量</td><td>0 m³</td></tr> <tr><td>し尿くみ取り日・量</td><td>月 日 ℥ 月 日 ℥ 月 日 ℥</td></tr> </table> 重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					上水道使用水量	0 m³	下水道使用水量	0 m³	し尿くみ取り日・量	月 日 ℥ 月 日 ℥ 月 日 ℥										
上水道使用水量	0 m³																			
下水道使用水量	0 m³																			
し尿くみ取り日・量	月 日 ℥ 月 日 ℥ 月 日 ℥																			
令和元年12月請求分 <table border="1"> <tr><td>水道料金</td><td>880 円</td></tr> <tr><td>内消費税</td><td>( 80 円)</td></tr> <tr><td>下水道使用料</td><td>1,320 円</td></tr> <tr><td>内消費税</td><td>( 120 円)</td></tr> <tr><td>し尿くみ取り手数料</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>内消費税</td><td>( 0 円)</td></tr> <tr><td>合計金額</td><td>2,200 円</td></tr> <tr><td>内消費税</td><td>( 200 円)</td></tr> </table> 120.1.20					水道料金	880 円	内消費税	( 80 円)	下水道使用料	1,320 円	内消費税	( 120 円)	し尿くみ取り手数料	0 円	内消費税	( 0 円)	合計金額	2,200 円	内消費税	( 200 円)
水道料金	880 円																			
内消費税	( 80 円)																			
下水道使用料	1,320 円																			
内消費税	( 120 円)																			
し尿くみ取り手数料	0 円																			
内消費税	( 0 円)																			
合計金額	2,200 円																			
内消費税	( 200 円)																			
お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。 * 領収日付印の押印によって効力が生じます。  富山市上下水道事業管理者領取印 富山市上下水道局 出納・収納取扱金融機関 及びコンビニでは収入印紙不要 収納代行会社 口座番号 00730-5-960609 (株)電算システム 加入者名 富山市上下水道事業管理者領取印																				
収受 令和 2 年 3 月 6 日 決裁 令和 2 年 4 月 15 日 処理 令和 2 年 4 月 15 日																				

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和 2 年 4 月 6 日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	2786	事業概要*	人件費	
用途項目*	10_人件費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	1月分			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	1月分 / 20 /
	《合 計》*	75,000		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

收受 令和 2 年 3 月 6 日  
 決裁 令和 2 年 4 月 15 日  
 処理 令和 2 年 4 月 15 日

# 勤務実績表

令和2年1月

従事者名 [REDACTED]

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	水			16	木	9:00 ~ 16:00	6
2	木			17	金	9:00 ~ 16:00	6
3	金			18	土		
4	土			19	日		
5	日			20	月		
6	月	9:00 ~ 16:00	6	21	火	9:00 ~ 16:00	6
7	火	9:00 ~ 16:00	6	22	水	9:00 ~ 16:00	6
8	水	9:00 ~ 16:00	6	23	木	9:00 ~ 16:00	6
9	木	9:00 ~ 16:00	6	24	金	9:00 ~ 16:00	6
10	金	9:00 ~ 16:00	6	25	土		
11	土			26	日		
12	日			27	月	9:00 ~ 16:00	6
13	月			28	火	9:00 ~ 16:00	6
14	火	9:00 ~ 16:00	6	29	水	9:00 ~ 16:00	6
15	水	9:00 ~ 16:00	6	30	木	9:00 ~ 16:00	6
				31	金	9:00 ~ 16:00	6
小計			42	小計			66
				合計			108

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子 政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子 その他費用50%	75,000円

# 2019年度 帳台金賃合

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和2年3月6日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	2790	事業概要*	事務所賃料			
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料	3月分	(2/25)			
	事務所費	52,500	円/月の内			
	議員事務所	26,250	円/月			
	詠桜会（後援会）	26,250	円/月			
	駐車場	7,000	円/月の内			
	議員事務所	3,500	円/月			
	詠桜会（後援会）	3,500	円/月			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	賃借料	26,250	事務所賃料:26,250円/月 3月分 $52,500 \times 0.5$			
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 3月分 $7,000 \times 0.5$			
	合計*	29,750				

## 北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	1367783	02-02-25	

銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144	101		

金 融 机 构	支 店	金 融 机 构	支 店
万 円	五 千 円	二 千 円	千 円

時 刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お 取 引 金 額
16:59	¥440 円	¥55,000 円

お つり	お 取 引 後 の 残 高
円	円

手数料のうち振込手数料	000371
円	円

手数料のうち振込手数料	000372
円	円

手数料のうち振込手数料	000373
円	円

手数料のうち振込手数料	000374
円	円

手数料のうち振込手数料	000375
円	円

手数料のうち振込手数料	000376
円	円

手数料のうち振込手数料	000377
円	円

手数料のうち振込手数料	000378
円	円

手数料のうち振込手数料	000379
円	円

手数料のうち振込手数料	000380
円	円

手数料のうち振込手数料	000381
円	円

手数料のうち振込手数料	000382
円	円

手数料のうち振込手数料	000383
円	円

手数料のうち振込手数料	000384
円	円

手数料のうち振込手数料	000385
円	円

## 北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	1367787	02-02-25	

銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144	101		

金 融 机 构	支 店	金 融 机 构	支 店
万 円	五 千 円	二 千 円	千 円

時 刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お 取 引 金 額
16:59	¥440 円	¥7,000 円

お つり	お 取 引 後 の 残 高
円	円

手数料のうち振込手数料	000372
円	円

手数料のうち振込手数料	000373
円	円

手数料のうち振込手数料	000374
円	円

手数料のうち振込手数料	000375
円	円

手数料のうち振込手数料	000376
円	円

手数料のうち振込手数料	000377
円	円

手数料のうち振込手数料	000378
円	円

手数料のうち振込手数料	000379
円	円

手数料のうち振込手数料	000380
円	円

手数料のうち振込手数料	000381
円	円

手数料のうち振込手数料	000382
円	円

手数料のうち振込手数料	000383
円	円

手数料のうち振込手数料	000384
円	円

手数料のうち振込手数料	000385
円	円

受取 令和2年3月6日  
 決裁 令和2年4月15日  
 処理 令和2年4月15日

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和 2 年 3 月 6 日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	2791	事業概要*	電気代	
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	1月分 議員事務所 7,229 円の内 詠桜会（後援会） 3,614 円/月 3,615 円/月			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	事務所費 電気代	3,614	7,229 円の1/2 1月分	
《合計》*		3,614		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

## 電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
年 月 日	金額	7 2 2 9	円
20 1			
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子		657
お支払期日	2月21日		積算額(再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客様番号

計算区 17

契約	金額(円)	消費税等相当額(再掲)(円)
211	7229	657
合計	7229	657

20.2.08

北陸電力株式会社

お客様サービスセンター

0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

記念額を領収いたしました。

領收印

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

(お客様控)2485

受取 令和 2 年 3 月 6 日  
 決裁 令和 2 年 4 月 15 日  
 処理 令和 2 年 4 月 15 日

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和 2 年 3 月 6 日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	272	事業概要	電話代	
使途項目*	09_事務費 ✓	01_調査研究費 · 02_研修費 · 03_広聴広報費 · 04_要請陳情等活動費 · 05_会議費 06_資料作成費 · 07_資料購入費 · 08_事務所費 · 09_事務費 · 10_人件費		
内容	<b>固定電話</b> 1月請求分 8,661 円の内 ✓ 議員事務所 4,330 円/月 詠桜会（後援会） 4,331 円/月			
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)*	備考	
	事務所費 電話代	4,330 ✓	8,661 円の1/2 1月請求分	7/8
<b>《合計》*</b>		4,330 ✓		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
奥野 詠子 様

お客様番号 [REDACTED]

2020年 1月ご請求分

金額(円)  
¥8,661-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 附 印

20.2.08

20.2.08

収受 令和 2 年 3 月 6 日  
決裁 令和 2 年 4 月 15 日  
処理 令和 2 年 4 月 15 日

（金融機関・CVS用）→お客様

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和2年3月6日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	2713	事業概要*	人件費 /	
使途項目*	10_人件費 /	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	2月分			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	摘要	
	人件費 /	75,000	150,000円の 1/2	2月分 /
	《合 計》*	75,000		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和2年3月6日  
 決裁 令和2年4月15日  
 処理 令和2年4月15日

勤務実績表

令和2年2月

従事者名 [REDACTED]

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	土			16	日		
2	日			17	月	9:00 ~ 16:00	6
3	月	9:00 ~ 16:00	6	18	火	9:00 ~ 16:00	6
4	火	9:00 ~ 16:00	6	19	水	9:00 ~ 16:00	6
5	水	9:00 ~ 16:00	6	20	木	9:00 ~ 16:00	6
6	木	9:00 ~ 16:00	6	21	金	9:00 ~ 16:00	6
7	金	9:00 ~ 16:00	6	22	土		
8	土			23	日		
9	日			24	月		
10	月	9:00 ~ 16:00	6	25	火	9:00 ~ 16:00	6
11	火			26	水	9:00 ~ 16:00	6
12	水	9:00 ~ 16:00	6	27	木	9:00 ~ 16:00	6
13	木	9:00 ~ 16:00	6	28	金	9:00 ~ 16:00	6
14	金	9:00 ~ 16:00	6	29	土		
15	土						
小計		54		小計		54	
				合計		108	

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子 政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子 その他費用50%	75,000円

# 2019年度 帳合金賃

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和 2 年 4 月 15 日

報告者\*

奥野詠子

管理番号 2824	事業概要 新聞購読				
用途項目 07_資料購入費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費				
内容	北日本新聞 3月分 富山新聞 3月分				
	経費の内容	金額(円)	支拂日	摘要	備考
	北日本新聞	3,380	3月分	3,380 円	
	富山新聞	3,072	3月分	3,072 円	
		(合計)	6,452		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

受取 令和 2 年 4 月 15 日  
 決裁 令和 2 年 4 月 15 日  
 処理 令和 2 年 4 月 15 日

2020年3月分 領 収 証 発証No. 00000905-202003-1

奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額	合計金額
北日本新聞朝刊	1	3,380	¥3,380 (消費税込み)

ご購読ありがとうございます。  
「軽減税率(8%)適用商品」

毎度ご購読有難うございます

076-425-4061

上記金額に領収致しました

年 月 日 領取印

北日本新聞



領收証

20 年 03 月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,072

上記金額正に領収致しました。

8%税率対象合計 3,072

10%税率対象合計 0

富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



※は軽減税率対象品目  
金額は税込金額

お支払いは口座振替(翌月2日)が便利です。  
クレジットカード決済も承ります。

報告者

奥野詠子

整理番号	2825	事業概要*	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 · 02_研修費 · 03_広聴広報費 · 04_要請陳情等活動費 · 05_会議費 06_資料作成費 · 07_資料購入費 · 08_事務所費 · 09_事務費 · 10_人件費	
内容	事務所・駐車場 賃料 3月分 (3/24)		
	事務所費 議員事務所 詠桜会（後援会）	52,500 円/月の内 26,250 円/月 26,250 円/月	
	駐車場 議員事務所 詠桜会（後援会）	7,000 円/月の内 3,500 円/月 3,500 円/月	
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	賃借料	26,250	事務所賃料:26,250円/月 3月分 <i>52,500 円 x 0.5</i>
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 3月分 <i>7,000 円 x 0.5</i>
	(合計)*	29,750	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

北陸銀行		キャッシュカードサービス								
		ご利用控								
いつもご利用いただき、ありがとうございます。 ご利用の明細は下記のとおりでございます。										
お取引の種類	端末番号	処理番号	日付							
お振込	0214506	02-03-24								
銀行番号	預貯店番号	科目・口座番号	取扱店番号							
0144			59							
委 手 収 放	回 手 収 放									
万 円	五千円	二千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	
時 刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)		お取引金額							
10:26	¥440 円		¥55,000 円							
お つ り	お取引後の残高									
円	車 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車		円							
手数料のうち振込手数料	¥440		000021							
様	✓									
オクノ エイコ 様 ✓										
電話番号 076-492-2828										

裏面もあわせてご覧ください。

裏面もあわせてご覧ください

令和 2 年 4 月 3 日  
令和 2 年 4 月 15 日  
令和 2 年 4 月 15 日

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和2年3月1日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	2826	事業概要*	電気代			
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	2月分			7,039 円の内		
	議員事務所			3,519	円/月	
	詠桜会（後援会）			3,520	円/月	
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	事務所費 電気代	3,519	7,039 円の1/2 2月分	3/4		
	《合計》*	3,519				

《領収書貼付枠》（原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

電気料金振込依頼書兼領収書						
受取人	北陸電力株式会社					
年 月 日	金額	7	0	3	9	円
2020						
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子			消費税等相当額(再掲) 円	639	
お支払期日				精算額(再掲) 円		
3月23日						
この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。						
ご使用場所	富山市 大町2区282 吉田ビル1F					
お客様番号	計算区 17					
契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)				
211	7039	639				
合計	7039	639				

北陸電力株式会社

お客様サービスセンター

直 0120-776453

○収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

○本票により集金人が集金することはできません。

○裏面もご覧ください。

2020年3月1日 領収印

附印

記金額を領収いたしました。

2020年3月1日

領 収 用 附 印

5万円(消費税等相当額

を除く)以上印紙貼付

(お客様控)2485

收受 令和2年4月3日  
 決裁 令和2年4月15日  
 処理 令和2年4月15日

## 政務活動費対象事業実績報告書

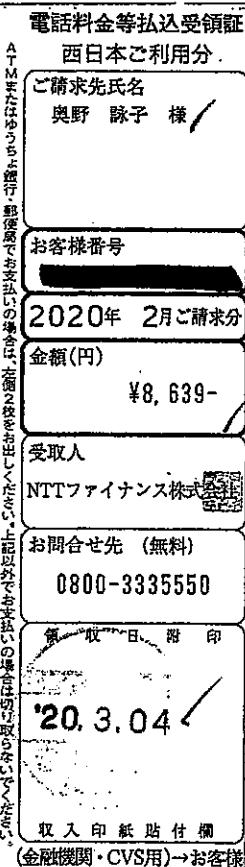
報告日\* 令和2年3月3日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	2827	事業概要*	電話代			
使途項目*	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	固定電話 3月請求分 議員事務所 詠桜会（後援会）		8,639 円の内 4,319 円/月 4,320 円/月			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	事務所費 電話代	4,319	8,639 円の1/2 3月請求分			
	《合 計》*	4,319				

《領収書貼付枠》（原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）



收受 令和2年4月3日  
 決裁 令和2年4月15日  
 处理 令和2年4月15日

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和 2 年 4 月 15 日

報告者\* 奥野詠子

整理番号 事務概要	2828	人件費	
用途項目	10_人件費	01_調査研究費 · 02_研修費 · 03_広聴広報費 · 04_要請陳情等活動費 · 05_会議費 06_資料作成費 · 07_資料購入費 · 08_事務所費 · 09_事務費 · 10_人件費	
内容	3月分		
記載の内容	金額(円)	備考	
人件費	75,000	150,000円の 1/2 3月分	3/20
合計金額	75,000		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 令和 2 年 4 月 3 日  
 決裁 令和 2 年 4 月 15 日  
 処理 令和 2 年 4 月 15 日

勤務実績表

令和2年3月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	日			16	月	9:00 ~ 16:00	6
2	月	9:00 ~ 16:00	6	17	火	9:00 ~ 16:00	6
3	火	9:00 ~ 16:00	6	18	水	9:00 ~ 16:00	6
4	水	9:00 ~ 16:00	6	19	木	9:00 ~ 16:00	6
5	木	9:00 ~ 16:00	6	20	金		
6	金	9:00 ~ 16:00	6	21	土		
7	土			22	日		
8	日			23	月	9:00 ~ 16:00	6
9	月	9:00 ~ 16:00	6	24	火	9:00 ~ 16:00	6
10	火	9:00 ~ 16:00	6	25	水	9:00 ~ 16:00	6
11	水	9:00 ~ 16:00	6	26	木	9:00 ~ 16:00	6
12	木	9:00 ~ 16:00	6	27	金	9:00 ~ 16:00	6
13	金	9:00 ~ 16:00	6	28	土		
14	土			29	日		
15	日			30	月	9:00 ~ 16:00	6
小計				31	火	9:00 ~ 16:00	6
				小計			
				合計			

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子 政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子 その他費用50%	75,000円

2019年度 帳合金賃

生年月日 [REDACTED] 雇入年月日 2017.2.1 所屬 奧野詠子 氏名 [REDACTED] 性別 [REDACTED]

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和~~2~~年~~4~~月~~9~~日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	286	事業概要*	県政報告
使途項目*	03_広聴広報費 06_資料作成費	01_調査研究費 02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費

内容	県政報告 vol. 27  後納郵便 @ 84 円 6,267 通	2月送付	支払い3月  526,428 円
----	-----------------------------------------	------	------------------------

上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	郵送費	200,000	県政報告 vol. 27
			526,428 円
	【合計】*	200,000	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を一枚、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

後納郵便物等  
取扱票(お客様用)奥野 詠子 様  
2001051013-000001-  
000000001-000001[後納引受]  
1 ゆうメール特別  
084 50g 県内  
6,267通 ¥526,428

合計 ¥526,428

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2020年 2月17日 17:43  
担当: [REDACTED]  
発行No. 200217K2993 端211027439  
連絡先: 富山南郵便局  
TEL: 0570-021-680取扱局 2001-322130  
後納承認局 2001-322130  
後納お取引番号 0001448174この控は領収書ではありません。  
各料金明細、合計は実際の請求と  
異なることがあります。

\*706,692 RLJコウノウカヒン

526,428 円

收受 令和~~2~~年~~4~~月~~9~~日  
決裁 令和~~2~~年~~4~~月~~22~~日  
処理 令和~~2~~年~~4~~月~~22~~日

# 領 収 書 (Receipt)

お客様氏名 (Customer)

奥野 詠子

様

右記、金額を 2020年 3月 23日付で

口座振替により領収致しました。

発行日 2020年 4月 6日

ご請求番号  
(Billing ID) 322130-1016696-00

ご請求の内訳 2020/02/01～2020/02/29 料金後納ご利用  
(Billing Details)

領収金額 (Amount Paid) 706,692  
(うち消費税相当額) 64,244

金融機関 北陸  
本店営業部

日本郵便株式会社



印紙税申告納  
付につき越町  
税務署承認済



お　く　の　え　い　こ  
県　政　報　告

明　日　が　来　た　の　や　!

Vol.27

令和2年2月発行

発行：自由民主党  
富山県議会議員会

向春の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和となつて初めて迎えた新年は、まつたく雪のない穏やかな幕開けとなりました。今年一年がこの幕開けのように、穏やかで平和な年となることを願います。

さて一方、あまりに暖かい初春に一抹の不安も覚えています。今年は二〇年ぶりの冬季国体が予定されていますし、このような天候では田畠の虫も悠々と越冬する上、夏場の水不足も心配です。雪のない樂さにかまけていましたが、そろそろ雪乞いが必要かと思いを巡らせて、います。

そして本年は、いよいよ東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。2013年に招致が決定してから早七年、現在は各種目、代表選考の真っ最中ですが、選手並びに関係の皆さん、この東京2020に照準を合わせて邁進されたものと思います。地元の村上英士朗選手（ウエイトリフティング109キロ超級）をはじめ、県内ゆかりの選手の皆さん、活躍を楽しみにして、います。

さて本年は、私も議員生活十年目の節目を迎えます。オリパラアスリートに刺激をもらい、一層の精進を誓います。

富山県議会議員  
奥野 淑子

## 社会的養護が必要な子どもたちへの支援について

Q. 6月議会で知事に児童相談所の視察を求めたが、視察した感想はどうか。

A. 知事

7月に児童相談所を訪れた。

施設については、建築後相当年数が経っているが、必要なところについては順次修繕が実施されており、工夫がされていると感じた。一方で、近年の職員増により業務スペースが狭くなってきており、一時保護所にも居室のあり方などについての課題があることも確認した。

Q. 県内の一時保護の現状をどのように受けとめているのか、所見を問う。

Q. 県内児童相談所における平成30年度の一時保護件数は111件。また、本県でも3日にひとり程度は保護されている計算になり、親元から保護される子どもの数は決して少なくない。

一人当たりの保護日数は26.9日。一時保護延泊数は20,020日。

Q. 児童相談所における平成30年度の一時保護件数は111件。また、本県でも3日にひとり程度は保護されている計算になり、親元から保護される子どもの数は決して少なくない。（職員が引率しての外出はある）、学校に通うこともできない。これら保護期間が長い子の中には、半年以上も一時保護施設で生活するやむを得ない。

A. 知事

一時保護については、代替養育の場という性格もあるため、できる限り家庭的な環境で、個別性が尊重されるべきものと考えている。現在の一時保護については、子どもが安心できるケアの確保や、事業によつては一時保護延泊日数が長期化するといった支援に関する課題、居室等の施設の課題などがあると考えているが、こうした一時保護のあり方を含め、児童相談所の体制・機能の充実・強化については、検討委員会で検討するとともに、議会での意見も踏まえ、本県の実情を踏まえた更なる体制・機能の充実・強化について検討したい。

Q. 児童相談所の建替え等施設整備について、専門の検討委員会を立ち上げ、十分な時間と予算を割いて、建替えを前提に議論すべきと考えるがどうか。

国の法改正を踏まえ、2022年から本県でも児童相談所の職員の増員が必要となるが、現状の施設は狭隘で、職員のスペース確保すら難しい。

また、他の自治体では、子ども関係全般をワンストップで扱う施設等の事例もある。県全体を俯瞰して機能や建物を再編統合し、子どもの利益を最優先する施設にするためには、当然、建替えが必要である。

A. 知事

児童相談所については、人員体制の強化や、関係機関との連携強化、一時保護のあり方を含めた施設の課題に加え、中核市における児童相談所設置を国が支援するとしている中での、富山市における児童相談所設置の動向等、様々な課題がある。今後、検討委員会に部会を設け、必要な場合には増改築の問題などを含め体制・機能の更なる充実・強化について鋭意検討したい。

Q. 児童相談所に併設の一時保護所は子どもたちの生活の場であり、日常生活や消耗品、着替えはもとより、本やゲーム等、おおよそ一般家庭にあると思われるものは揃えているが、それらの古さが目立つ。

A. 厚生部長

一時保護中に必要な日用品、着替え等については、保護者等に準備してもらうこととしているが、緊急的な一時保護の場合や、保護者が準備しない場合などに限り、支給又は貸与する取り扱いとしている。

余暇活動用として、蔵書をある程度準備しているほか、子どもの希望も聞きながら定期的に図書館で借りている。その他の備品は破損や古くなつたものは廃棄して更新している。



**Q.** 一時保護児童について、子ども一人ひとりに専用の持ち物を準備したり、入浴の機会を増やしたりと、家庭的な環境を作るよう配慮すべきと考えるが、自己肯定感の醸成にどう取り組むのか。

着の身着のままで保護される子どもたちの中、下着以外の衣類は使い回しである。また、入浴が毎日1回とされている。

また、虐待を受けた子どもや非行等問題行動がある子ども等、要保護児童は、自己肯定感が低いことが指摘されている。

**A. 厚生部長**

児童相談所では、保護された子どもが落ち着いて生活できるよう、施設、設備、日常生活の過ごし方や活動内容を工夫して対応している。  
社会的養護を必要とする子ども達は自己肯定感や主体性を失っていることが多いため、安心感のある場所で大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育んでひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行うこと等を通じ、将来の自立生活能力を高めていく必要がある。  
一時保護された子どもについても、自己肯定感の醸成に十分留意し、引き続き自立に向けた支援にしっかりと取り組んでいきたい。

**Q. 一時保護解除後の対応別の件数やフォローアップ支援について問う。**

一時保護された子どもたちはその後帰宅しているが、中には施設入所が相応しいと判断した場合でも帰宅させざるを得ず、繰り返し保護している事例もある。他県では一時保護解除後に悲惨な事件が起きている事例もあり、一時保護解除後もフォローが必要。

**A. 厚生部長**

平成30年度中に一時保護を解除した件数は115件であり、解除後の対応の内訳は、児童福祉施設入所24件、里親委託7件、帰宅70件、その他14件。  
一時保護解除後、継続した在宅支援が必要な事案に対しても、保護者支援プログラムや精神科医によるカウンセリングを実施する等、個々の事案の状況に応じた親子支援のためのフォローを行っている。  
平成31年1月の千葉県野田市での事案では、一時保護解除の判断が不適切だつたと指摘されていることから、一時保護の解除については適切に判断したい。

**Q. 児童虐待の連鎖を起さないための支援が必要であると考えるが、どのように取り組むのか問い合わせる。**

虐待だけでなく、非行等問題行動がある子どもの心理的ケアが必要であり、6月議会でも設置を求めた児童心理治療施設は、虐待の連鎖を断ち切るために大変重要なと考へる。

**A. 厚生部長**

児童虐待は、保護者自身が虐待を受けて育ち、適切なサポートを受けていないことが発生要因となり、世代を超えて連鎖する場合がある。  
このため、児童相談所では、通告があった子どもや保護者について、児童心理司が子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等を行い、必要な場合は、精神科医によるカウンセリングを実施している。  
なお、児童心理治療施設については、課題もあることから、児童精神科医等の専門家をメンバーとする専門部会を児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会の下に設置し、意見を伺いたいと考えている。

**Q. 児童虐待防止対策や社会的養護が必要な子どもたちへの支援施策は、県政の課題の中でも最も優先すべき事項と考えるがどうか。**

県政の課題は多数あるが、子どもの命を救う施策は早急に取り組むべき最重要施策に位置付けられると考へる。

**A. 知事**

児童虐待防止対策については、24時間365日相談できる体制確保や人員の拡充による児童相談所の体制強化、児童相談の一義的窓口である市町村や医療機関、学校、保育所、民生・児童委員、警察等の関係機関との連携強化により、児童虐待対応の体制整備にそれなりに頑張ってきた。  
また、社会的養育についても、里親委託の推進や児童養護施設などの養育環境の向上に取り組んだ結果、里親委託率が伸びてきているなど、着実に成果が出てきている。

子どもの健やかな成長は私や県職員の願いであります。児童虐待対策や社会的養育の充実等は、安全・安心・人づくり、医療・福祉の充実に関わる重要施策の一つとしてしっかりと取り組んでいきたい。



# 高岡児相を移転新築

## 虐待対策検討委が提言



④石井知事（右）に高岡尾畠議談所の建て替えを求める  
四座長（中央）と宮田副座長=淳寧  
△議定新築が決まった高岡尾畠議談所=高岡市本丸町

北日本新聞 令和2年1月31日(金)

今回は武道館とアリーナの話。

さて、本県では数年前からアーニー建設の話が持ち上がりつつあります。皆さんもどうとかで耳にしていたかと思います。

県では、昨年からアリーナ建設を含む多目的施設整備の検討委員会を立ち上げ議論をしてきました。最終的には、アリーナは採算が取れないと判断し、老朽化が激しい県立武道館の規模を拡大して建て直す、という方向で議論は収束しました。

しかし、私はこの議論には納得していません。

まず、築50年の県立武道館を立て直すことは基本的に賛成です。しかし、武道館とアリーナは用途も目的も全く別ものですから、検討委員会で議論されるものではなかったというのが、私の主張です。

武道館は県立スポーツ(教育)施設として

て、県が設置、運営するのが前提の施設となり、國も公立設置の意義から、國庫補助率1／3としています。一方、アリーナは娯楽施設の位置付けとなり、建設に対する國庫補助はありません。スポーツ庁が推し進める全国のアリーナ構想は、民間の資金を活用して建設することを前提としています。

つまり、武道館は、県が責任を持つて建て直すべきものですが、アリーナについては、県が目指す施策の中で、民間事業者によるような支援が可能なのかを整理することが、検討委員会の目的でなければいけませんでした。それが、いつの間にか事業主体が県になり、採算の金額だけが独り歩きし、全く見当違いのゴールに突き進もうとしています。

私は、アリーナについては、国の示す民間資本を活用したスキームを前提に、県としての条件を整理し、民間企業へ営業すべき継続事項と思っています。

「これが議会であれば、県民の皆さんのお意見も参考に、様々な角度から当局と議論を深めていくことができますが、審議会等で政策や施策を取りまとめるようになると、議論の主戦場が議会の外になり、県議の立場からは軌道修正すら困難になってしまいます。審議会等の委員はその後の県政に何ら責任を負う立場ではありません。そのような意見ばかりがまかり通る現状を危惧しています。

11月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

2月議会では、3月13日(金) 10:00~

予算特別委員会にて質問いたします。  
ケーブルテレビ、インターネットで視聴いただけます。

ホームページ <http://www.okunoeiko.jp/> ぜひご覧ください。

Facebook 友達リクエストの際にはメッセージと一緒に送って頂くようお願いします。

Twitter 李人アカウント 奥野詠子(@Eiko\_Okuno) 後援会アカウント 奥野詠子鳴議 後援会 詠桜会(@eikoi)

連絡先

富山県議会自民党控室

## 議 會 事 務 所

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421

〒939-8073 富山市大町282  
TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536

E-mail:okuno\_eiko@lime.plala.or.jp

## 政務活動費対象事業実績報告書

報告日\* 令和 3 年 3 月 3 日

報告者\*

奥野詠子

整理番号	2862	事業概要	県政報告			
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費
	06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費	
内容	県政報告 vol. 27 7,000 部 280,500 円					
上記金額を算出した結果	各項の内容	金額(円)	備考	金額(円)	備考	
	印刷費	280,500	県政報告 vol. 27	7,000 部		
				280,500 円		
	(合計)	280,500				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

## 領 収 証

奥野詠子 様

R2 年 3 月 26 日

¥ 280,500

上記の金額正に領収いたしました  
但し 県政報告 vol.27 7,000部

200円

有限会社 平野総合印刷社

〒939-8208 富山市布瀬町南2丁目3-9

TEL 0761-42518102

代表取締役

平野川敏

